

第十九回 参議院文部委員会會議錄第十号

昭和二十九年三月十九日(金曜日)午前
十時十二分開会

委員の異動

三月十七日委員松本昇君辞任につき、
その補欠として横川信夫君を議長にお
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山元雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

木村 守江君
田中 啓一君
中川 幸平君
吉田 萬次君
高橋 道男君
安部キミ子君
高田なほ子君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君

政府委員

文部省大学
学術局長 稲田 清助君
事務局側
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員 工楽 英司君
常任委員 会専門員

参考人

東京学芸
大学学長 木下 一雄君

日本教職員組 小室三夫朗君
合法制部長 戸沢 鉄彦君
名古屋大学教授 藤岡 由夫君
東京教育 大学教授

本日の会議に付した事件

○国立学校設置法の一部を改正する法
律案(内閣提出・衆議院送付)
○教育、文化及び学術に関する調査の
件
(原子力問題に関する件)

○委員長(川村松助君) 只今から文部
委員会を開会いたします。

本日は先般の文部委員会の決定によ
りまして、参考人のかたから御意
見をお伺いいたします。

開会に当りまして委員会を代表いた
しまして一言御挨拶を申し上げます。国
立学校設置法の一部を改正する法律案
は只今本委員会において審議中でござ
います。この法案の重要性にかんがみ
まして、この方面の識者の御意見を承
りまして今後の審議の参考にいたし
たいと存じまして御出席をお願い申し
上げましたところ、御多用中にもかかわらず
本委員会の要請に応じて御出席を
頂きまして、ここに御意見を拝聴さし
て頂く機会を得ましたことを深くお礼
を申し上げます。

これから御意見をお伺いしたいとい
と存じます。発言の時間はお一人大体
十五分乃至二十分ぐらいで御意見を承
りまして、なお文部委員のかたから
に申し上げますが、御質疑のありの

たは参考人のかたの御意見が全部一応
終了いたしましたから御質疑をお願い
したいと思います。

それでは公報掲載の順序によりまし
て御意見を承りたいと思います。先
ず木下一雄さんをお願いいたします。

(拍手)

○参考人(木下一雄君) 国立学校設置
法の一部を改正する法律案、この案の
問題点は国立学校学部附属施設の設
置、廃止並びに各国立学校校定員の増減
を省令乃至政令で行えるように法律を
改正する案ということでありまして、

この問題を私ども見ますと、これを解
釈いたしますのに抽象的にとり扱う考
え方、主として理念的に考える場合
と、それから具体的にとり扱う考え方、
つまり現実の必要に基きまして考える
場合とあるであろうと思うのでござい
ます。

そこで先ず抽象的に考えるといいたし
ますと、第一に法律で定められるよ
うになつてゐる事項を省令や政令で行
えるようにするという理念的な可否が
考えられるだらうと思うのでございま
す。次に政府が各大学の定員を左右す
ることになるというこの抽象的な可
否を考慮することができるとあると思
うのであります。又よく解釈されがち
なのであります。文部省の或いは政
府の権限がこれで強くなる、或いは強
くする意図があるのではないであらう
かどうか、そういうことについての懸
念、それについての可否というよう
なことが抽象的に考えると浮かび

上つて来るであらうと思うのでござい
ます。併しなから、かようなことは私
の考えでは問題になり得ないことだと
思うのであります。それはこの問題は
今度の改正の案と申しますのは、どこ
までも具体的でありまして現実的のも
のであります。具体的事実として考え
て参りますと抽象的には問題にならな
いことであるということが明瞭にわか
つて来ると思つております。

そこで私は問題を具体的に考えて参
ることにいたします。この法律案は昭
和二十九年予算に照応して関係条文
を改正することであるということは明
らかなことであるが、この場合この
問題を更に分析して考えて行く必要
があると思つております。この国
立学校の学部附属施設の設置乃至各
国立学校の定員の増減がこの事実とし
て生じて来る場合はどのような経過を
とつて来るのであるかというようなこ
とを考えてみなければならぬと思つて
おります。そういたしますと、これ
らの事実が先ず第一に予算を立てなけ
ればならない、予算が成立しなければ
何ともならない問題であるのでござ
います。そこで各国立大学におきまし
て、もう新学年が始まりますと四月の
当初より次の年度の計画をいたしま
す。これは無論その大学々々におきま
していろいろ懸案があるでございま
す。その懸案を何とかして次の年度
におきましては解決する。その場合に
は学部の増設もありましょう。或いは
その中に学科の統合も起つて参りまし

よう。或いは研究所、附属研究所の施
設でありますとか、或いは附属学校の
問題でありますとかいうような計
画を立てます。無論これは大学全体の
教授会の決定を待つて計画されること
でございまして、そうなりまして、綿密
な予算を先ず大学におきましては考
算しなければならぬと参るものであ
ります。毎年の行事でございまして、
各大学におきまして、文部省に参りま
して来年度の計画、その予算の説明を
するといふことは、大学にとりまして
は大きな年中行事の一つになつてい
るのであります。十分文部省に予算が
説明せられました後、文部省ではこれ
につきましましていろいろ研究をして下
さつて、然る後に又大蔵省その他と御折
衝があるものと私どもは考えているの
であります。いたしまして、最後に予
算案が政府におきましてできまして
は、その年の暮に近くこれが本場に審
議せられまして、案になります。さ
うして翌年の一月の初旬でございまして、殆
んど大学の身になつてみますれば一年
中來年度のこの計画の問題について取
組んでおるといふわけでありまして、さ
うして一年中殆んどそういうような計
画にいろいろ苦労もいたすのでありま
すが、幸いにその結果が国会において
予算として成立いたしますことにな
りますと、これは私もこれでも來年
度の計画のこの点は達成することがで
きる。そこには、私は法律的原則と
いう言葉がどういふ妥当な言葉かわか
りませんが、少くとも法律の實質的な

内容は、予算の成立と共に私は整つたと考えることができると思うのであります。そこであとはいろ／＼又それに必要なかような条項の改正が伴うものであります。これは私は法律の簡素化という観点からいたしまして、そういう措置をとりまして、省令乃至政令でそれを裏付けて差支えないものと考えるのであります。特別にここに二重の法律的規制をするというほどまでには必要を感じていないのであります。むしろ簡素化することによりまして、早く予算を国会で成立させて頂きまして、すぐに次に迫つております／＼の具体的な準備に取りかかることが必要ではないか、こういうふうに考へておるのであります。なお、只今申し上げましたこの具体的な事実におきまして予算の面から検討いたしました。が、もう一つ学校教育法第六十条に、大学の設置認可につきましては、大学設置審議会に諮問するというのが法律で定められておるのでございす。例えば頂戴いたしました資料の中にもございすように、神戸大学の文理学部が文学部と理学部に分離いたしました。おの／＼一学部として独立することになつておるのであります。こういうような場合に、私もたま／＼大学設置審議会の委員をいたしてあります。神戸大学の文理学部が、文学部、理学部になりました。この諮問の下に実地審査をいたしておるのであります。神戸大学に参りまして、学長より文学部乃至理学部の学科の組織、これに配当されますところの教員数、而も単にこれは教員数という分量でなく、文学部における専攻が三専攻に分れ、文学科、史学科、哲学科、それがそ

れぞれの更に専修を持つことになりまして、それらの科目の主要科目には如何なる専任教員が配置されるのであるか、これは大学設置審議会に専門分科会というのがございまして、ここにおきまして、教員組織について一々の個人につきましても、資格審査が行われるのであります。主要科目に専任教員の適当な者がなければその学科は成立しないというような綿密な審査が行われるのでございす。でございす。が、と同時に例へば和歌山大学に経済短期大学部ができる、こういうこともあります。これもやはり新しい設置であります。こういうような場合に只今申しました通り文部省が大学の定員を左右するといふようなことは抽象的には考えられることはできるのでありますけれども、具体的に事実になつて参りますと、かようない／＼の大学設置審議会において審査を受ける。そこでは教授一人々々の個人審査でありまして、果してこの学科が成立するかどうかが、これを抽象的に各大学の定員を政府が左右するといふことは考え得られませんが、具体的な場合にはございす。これは到底考えられない事実であります。私は安心していい問題ではないかと思つてあります。又例へばこれは大学でございせんので、実地の審査といふことはありません。すけれども、東京芸術大学附属高等学校といふのが今度設置されることになつております。これは音楽学部長より、どうして音楽大学の音楽学部には小さい時から教育をしなければならぬ、い／＼の研究をしなければなら

らないので、音楽のほうから附属高等学校なり附属学校施設が必要である。ない故に、私東京芸術大学に附属を持つておるのであります。私の大学の附属学校まで来てい／＼研究をいたしておるのであります。一朝一夕の問題でありませんで、数年に亘つての懸案が今度東京芸術大学の附属高等学校として設置が国会で予算が成立するところまで漕ぎ付けて来たのではないかと、こういうふうな考へるのであります。そうなつて参りますと、この附属高等学校の内容、組織等、これは大学におきまして中心になりまして考えられた結果が今日まで進んで来た、而も多年の研究の下に計画されたものが今日できて来るところまで進んだのであります。これを抽象的に政府におきまして、この定員をどうするか、或いはこれに設置乃至廃止といふことをやろうとかいふようなことは考えられないと思つてあります。私は結論として申し上げますと、今度の改正するこの法律案は、却つて具体的な問題、私ども差し迫つておる一つ／＼の事実につきまして大変に都合がよくなつた、こういうふうな解釈するものであります。実益があると解釈するのであります。而してい／＼心配されております。左様な、文部省或いは政府が定員を左右したり、或いは権限を強くするとか、或いはそのときの政府に自由になれることが心配だとかいふようなことは、私ども冷静に考えましてあり得ないことと存するのでございす。私の意見はこれで終ります。

○委員長(川村松助君) 次に小室三夫朗君にお願いいたします。

○参考人(小室三夫朗君) 日本教職員組合の小室であります。本日参考人として当委員会が私どもの組合の考へ方を申述べまして頂きまして、今後文部委員会が審議を進める上の御参考にして頂きたい、こういう念願で参りました。

今ほども木下先生のほうより、この法案の問題点というものが二つに絞られ、その二つを明確にその現場に立つておる先生がたの立場より説明されたわけでありまして、私どもの組合といたしましては、この法案に盛られておる全部が全部悪いとか、乃至は文部省がこれを故意に或いは意識的にやつたのではなからうかといふような点で申上げるのではなくして、飽くまでこの法案をいゝゆる現行法と比較対照して参りました。私どもが今後教育、特に大学教育といふものを考えた場合に、非常に問題点を包蔵している、こういう点を申上げたと思つております。

第一点といたしましては、この改正法案の第五条が大きな問題点を孕んでいゝと思つてあります。で送付して頂きまして資料の提案理由の説明の中にも、改正の第五点はこの点で、最後に、「以上のほか関係条文を整備する等のため所要の改正を行うものである」と、こう述べて第五条以下に説明については少し具体的な立ち至つていない。而も前の四項に亘りましては、比較的その改正される項名すらも挙げて説明をいたしたのでありますけれども、五条以下は何ら具体的な点に触れていない。而もこの関係条文を整備する等のためといふ「等」の中に、非常に大きな問題が大学行政上から含まれていゝ。こういう点を明確に考へ

ていゝわけでありまして、この第五条以下の改正、特に大学附置の教育施設乃至は研究施設といふ、こういうもののいゝゆる省令を以ての改廃という点につきましては、私ども組合だけが単にこの問題を重視してゐるのではございませんで、御参考までに申し上げます。サンデー毎日の三月二十一日号十八頁に大きな見出しで、「空恐しい文相のコンタン」こういう表題で一頁を割いて克明にこの問題を説明いたしております。その中で表現しておりますのは、いゝゆる私が先ほど申し上げたように、この第五の提案理由の中に含まれていゝその意図といふものが非常に問題である。意識しようといふものの中に含まれていゝのは、取りようによつては将来この大学行政といふものに非常な危険性を包蔵しているといふことを明確に表現をいたしてあります。例へばこの中の要点を朗読いたして見ますと、「国立大学の学部」に付属する教育ならびに研究施設(付属小学校、医学部の病院など)の法的根拠を文部省令に移すこと、また各大学、学校ごとに法律で定められていた職員の設定を政令で定めることにあると思われ。ところが大臣のこの点に関する説明は、至極簡単にきわめていて「関係法文を整備する等の(等)の」がくせものである(ための)所要の改正を行うものである」といふ以外、何らの理由も示してない。私どもとしてさういふい／＼のことが書いてありますけれども、この中で明確にやはりこのサンデー毎日が指摘をいたしてあります。

更に資料といたしましては、朝日新聞の二十九年三月九日、火曜日の学芸

欄のところに「軽くは見過せぬ国立学校設置法の改正案」という表題で相当のスペースを割いて、この問題について説明を与えております。このようにこの第五条をめぐる問題は、単に私も組合だけの反対とかというものでなくて、広く輿論の中に溶け込んで行つて、非常に大学行政が問題化されつつあるということも、これは看過できない点ではなからうかと、このように考えております。

私もこの第五条の修正につきまして、反対の立場を取ります理由をいたしまして、いわゆる大学の附置の教育施設乃至は研究施設というものが一片の、あえて一片という表現を使いませうけれども、これが省令によつて改廃が自由自在になるといたしますれば、これはどのように現実的な問題として説明を与えたいと思つたとしても、この文部省のいわゆるやり方によつてどのようにでもできるという点は、現在までのあらゆる行動、そういうものを通して明確に言えるのではなからうか。特に大学の研究所というようものが、いわゆる日本の国における最高の研究所として、その職員の身分を安定し、又その研究所の改廃等についても慎重な審議乃至は手続がふまれたときに、初めて安心して研究ができるのではなからうか。ところがこれが文部省乃至は大学のこの審議機関等において知らない間にこの問題が解決されるというふうな事態が仮に起きたとしたら、安心して研究に従事するということとは到底あり得ないのではなからうか、むしろこの場合においては現行法通りにこれを規定を置きまして、飽くまでこの日本の国の

最高の学術研究の擁護という点を明確にすべきである。木下先生に対して申訳ないと思つたけれども、反論という意味でありまして申上げたと思つたけれども、いわゆる大学審議機関において慎重に審議されるから絶対心配はないというようなお話でありまして、それでも、そういうふうなことになるならば法律というものは要らない。極端に言えば法律というものは要らん。文部省にも、あらゆる各省にも審議機関を設置してそこでやつて行けばいいのだ、こういうことも極端でざるのではなからうか。そういう点から言ひまして、私はこの大学の研究所が飽くまで学問の自由乃至は研究の自由、そして安心して研究のできる体制のためには、この最高の審議機関であるところの国会において審議後にこの問題は決定されるべきである。こういうふうな考えるわけでありまして。

次に第九條の定員の問題でありますけれども、定員の問題に關しまして、いわゆるこの法案によりまして、文部省の省令等によつてこれが自由にできる。いわゆる行政機関定員法で總体の六万何がしの枠はきめられたいと思つたとしても、その配分については飽くまで文部省が独自の立場でやつて行ける。そうしますと、すでに先生がたも御存じとは思ひますけれども、各大学の定員の獲得競争というものがそこにとどくまでも起きて来る。非常に不明朗な空氣を起して行く。而もその中にこの文部省ならば文部省のこの機関というものが介入して、どのようにやりますようと、そこには不明朗なものが生れて来る。いわゆる極端に申上げますならば、その裏道を通つた

取引等というふうなものが行なわれて来る危険性が十分にありはしないだらうか。そういうふうなもので不明朗な各大学の競争意識というふうなもの、これが本大学の大学の研究機関としての研究に対するところの競争ならばいさ知らずとして、定員の獲得というふうな問題で本當にその精力を使う。例えば木下先生のおつしやりましたように、学芸大学に一つの附屬校を設置するにいたしまして、予算のために一年間くらい切り切りでなければならぬ。こういう状態をお話いたしましたけれども、若し仮に法案が通つたといひますならば、なお更なういう競争というものが非常な激しくなつて来て、各大学間におけるところの問題が起きて来る。それからもう一つは、この定員の問題についてやはりこのサンデー毎日の中でも非常に恐れておる点を指摘いたしております。その点を朗誦いたしますと、こういう表現を使つております。「大学職員の定員も、もちろんあまり動きがとれなくては困るであらう。しかし自由党は東大法学部廃止論までやつた前歴をもつており、従つてその内閣の一存でことが決したら、風のまにまにどんな話が出るかわからない。戦時中、何も知らない大臣方の間では、ナチスか何かにかぶれたあぐりローマ法講座廃止論が有力だった。ローマ法講座を廃止して、世界的大家とみられていた原田隆吉教授を追ひだして、どれほど日本の国威があがつたかはまさに希代の見ものであつた。」前代未聞の見ものであつた、こういう表現をいたしております。これは文部省が現実意識がない、或いは又意識的に行なつたものではないといひ

しましても、これの運用如何によつては将来非常に大きな禍根を残すのではなからうか。時の内閣乃至は時の国の権力を握つた者たちの意に副われないと、研究の自由を守り、本當にやつて行こうとする者たちが常に迫害を受ける。而もそういう大学が仮にあつた場合におきましては、その定員の制限、追放、そういう手によつて非常な問題が将来起きて来るのではなからうか。飽くまでも大学というのは、この学問の自由、研究の自由というものを保障して、本當にその大学の先生方が伸び伸びと何ものにも拘束されることなく、科学の真理、この真理追求のために研究をすることこそ、いわゆる大学行政乃至は文教政策として真先に取上げ、それを文部省等が飽くまでも実施して行くという態度がとられるべきではなからうか。こういうふうな法案の内容に盛られておるような、文教政策上から言ひまして、或いは又大学本来の自治、自由という点から言ひまして、非常に問題を残す法案といふものにつきましては、私も飽くまでも反対せざるを得ない、こういうふうな点であります。

更に申上げたいと思ひますのは、この提案理由の説明の中にもありますように、予算との関連においてこの関係条文を整理するんだ、こういうふうなことを提案理由の中で譲つておりますけれども、それならばどういふふうな一体予算の關係になつてゐるのか。私もが予算を見た場合に、この国立学校の設置法に基くものとしては、東大の中に設置されるというわけである、この原子核の研究だけが大きな問題としてこの法案に關連があるのではなからうか。而もこれは文部省が八千二百萬円に及ぶところの予算を計上いたしまして、施設費の中でこの措置を取扱つております。若しも仮にこの原子核研究所ということでありましたならば、現行法の第四條をこれを改正することに、むしろ本當にこの原子核研究所というものが国民にもアツピールできるのではなからうか。そうでなしに、いわゆる省令乃至は政令によつて研究所の附置を決定して、国民が知らない間に東大の中に、或いは他の大学の中に次々と新しい研究所が設置されて行く。その研究所が而も重要な今後の日本の将来を決定するやうな場合もあり得るのであります。そういう点から言ひまして、飽くまでもこの法案というものは、そういう文部省のおつしやつておるやうな純事務的な処置面に限つて出さるべきものであつた、こういうふうな考えるのであります。

それからその次に申上げたいと思ひますのは、やはりこの提案理由の中の一部をいたしまして、三月三十一日までにこの法案を通さないと非常に問題があるというやうな説明が与えられておりますけれども、三月三十一日までこれに通過しないといふ理由として挙げられますのは、いわゆる現行法の第三條の三及び第四條第一項のみでありまして、あとは三月三十一日までにその急にこれを処理しなければ大學行政の運営上困るという点は何ら出て来ないといふ判断するものであります。こういう点から申上げまして、当初申上げた通り、私も文部省がこれを意識的に乃至は意圖的に出したといふやうな判断はいたしませんけれども、こ

の中に包蔵されておる大学行政上の大きな問題点が広く輿論の前にも出され参りましたし、大学当局等よりもこの問題に対する非常な反対の意見も出ておりますので、そういう点から委員会といたしましても慎重に御審議を煩わして、大学行政上の問題というものを本当に明朗に是非お願いいたしました、こういうふうに考えておるものであります。

以上で第五條並びに第九條を中核といたしまして、この法案に対して私どもといたしましては賛成いたしかねる、こういう点であります。以上です。

○委員長（川村松助君） 次に戸沢鉄彦君にお願いいたします。

○参考人(戸沢鉄彦君) 名古屋大学の法学部に勤めております戸沢でございます。小室さんの御意見はかなり私の意見と一致しておるのでございます。私は政治学をこつ／＼とやっております学究であります、長い間京城帝国大学におりまして、今名古屋大学におり、国立大学の行政についても多少経験がございます。従いまして、これは主として大学の立場から、又政治の点から意見を申し上げたいと思うのであります。

この国立学校設置法の一部を改正する法律案は、具体的に先ず何大学にこういういう学部を設置するとか、具体的にいろ／＼なことを書いておきますけれども、如何にも具体的な必要から是非早く適さなくちやならないものだというふうに考えられるのでありますけれども、そのうちには甚だ憂うべきいろいろな問題があると思うのであります。もとより私も長く官立学校の教授

をしておりまして、文部省のほうにもいろいろお世話になっておるわけで、全く悪意を持ってこういうものが出来たとは思わないのでありますけれども、そしてよしや今日の政府や、そのうちの文部省のかた々が非常に善意を持つておられるといたしまして、もうこの改正法案が通りますと、その結果将来かなり恐るべきものがあるんじゃないかと思うのであります。

先ず国立学校設置法の一部改正法案を見ますと、国立学校設置法の第二条を改めて、この国立学校設置法の第二条には、「この法律で「国立学校」とは、学校教育法第一条に定める学校の

うち、国立の大学及び高等学校をいう。」とあるのを、改正案では、「この

法律で「国立学校」とは、学校教育法第一条に定める学校で国が設置するものをいう。」としてありまして、そうして更に第二項が加わつて、「大学以外の国立学校は、この法律に特別の定をするものの外、政令で定めるところにより、国立大学又は国立大学の学部に附屬して設置するものとする。」とありまして、政令によつて大学以外の国立学校を国立大学又は国立大学の学部に附屬することができ、附屬して設置することができるといふふうになるわ

けであります。これは内閣の意向で以てそういう大学以外の国立学校を国立大学又はその学部へ附属して設置することができ、国会の意向を問わずに内閣の意向でできるということに問題があると思うのであります。

次に国立学校設置法の第五條は「国立大学の学部は左表の通り、附属の学校、教育施設又は研究施設を置く。」と規定して、次に表を掲げているのであ

りますが、改正案によりますと、第五条は「国立大学の学部、文部省令で定めるところにより、附属の教育施設又は研究施設を置く。」というふうになつておりまして、文部省令で以て国立大学の学部に附属の教育施設又は研究施設を置くということが問題ではないか。国会の意向を問わないのは勿論、政令でもなしに、文部省令で以てこういうことをきめるということが問題では

次に国立学校設置法の第九条に「各国立学校に置かれる職員の定員は、別表第一及び第二による。」とあつて、そのうしてこの別表第一、第二というふう

にございまして、この定員が、北海道
大学は職員の数が何人、東京大学は何

人というふうに一々きまつておるのであります。今度の改正案によりますと、各国立学校に置かれる職員の数には「行政機関職員定員法に定める国立学校の職員の定員の範囲内において、政令で定める」というふうになつております。そこで小室さんも言われましたように、国立学校の職員の総数が六万千何百人というふうにきまつておりまして、その範囲内で以て政令で自由にきめることができますから、政令によつていろいろの大学の定員を左右

することが出来る。これが問題だと思ふのであります。つまり大学以外の国立学校を国立大学又は大学の学部に附屬して設置する場合に政令でできる。それからいろいろ／＼な国立学校の定員を變更するに當つて政令でできる。又は国立大学の学部に附屬の教育施設又は研究施設をおく場合に文部省令でできるということ、これはこういう重大な問題を国会の意向を問わずに政令又は

省令で定めるといふことが、私は民主主義の立場から言ひましても、大学の研究の自由及び自治の立場から言ひましても、非常に憂うべきことだと思ふのであります。もとよりこれに對しては、そのときそのときの必要に應じて大学の構成を變えとか、定員を變えるといつたようなことが非常にいいことじやないか、こういう意見もありますけれども、併し私はこの点は大学の

性質を非常によく考えて見る必要があるのではないかと思うのであります。一休学校というものはどういふものであるか、教育はどういうものであるか、と言いますと、御承知の通り教育基本

法の第十条には、教育というものは不当な支配に服することなしに直轄國民

に責任を以て行われるべきものだといふふうに諷つてあるのでありまして、特に学校の中でも大学というものは、いろ／＼専門の学者が国民全体のために、延いては人類全体のために飽くまでも真理を探索して、そうしてその学識に基いてできる限り立派な高等教育を授けることを目的としているのでございます。そういたしますと、大学の研究の立場と、その時その時の政府の考え方とか、或いは利害というものと一致しないことが往々あるのでござい

いまして、これは私はむしろ当然なことだと思ふのであります。で、為政者というものはその大学の使命を考えてやつて、本當に學者たちが真理の立場からこういう研究をするのだという場合には、よくその意見を聞いてやるだけの雅量がなければならぬと思うのであります。ところがこの必要に応じてどん／＼その学校の構成を變える、定員を變えるということは、時の政府

の主観的な考え方や、いろいろ／＼な利害の立場から学校を左右する場合にそれを認めるということになるのであります。こういたしますと、私は学問を考え、国の安寧幸福を考えと、甚だ憂うべきことだと思ふのであります。もとより国の必要に応じまして、時にはその大学のそういうたような性質にもかかわらず、多少定員を減らさなくちやならんとか、組織を変えなくちやな

そういふような場合には、国の唯一最高の立法機関であるところの国会の意向を問うて、こゝで以て十分に審議をした上で、國民を代表するところの

の国会の意思によつて或るところまで

はございまして、これがだけの慎重な措置がどうしても必要だと思つてあります。ただ早く問題を片付けてしまへばいいといつたような問題ではないのであります。この内閣の統轄の下にあるところの行政機關の構成とか、或いは行政組織については、その時の必要に応じて或いは早く決定をしなくてはならない、その構成を變更するに当つては早く決定をしなくちやならないというようなことがあるかも知れませんけれども、私は學堂、時

大学の構成については非常に慎重審議した結果でなければ変更をすべきものではない、こういうふうに考えるのです。若しもこういう改正案が通りますと、政府や文部省がじつとしていても、まあいわゆる隈みが非常に大学等にきくのでございます。若しも政府や文部省からいって、或る大学についてこういうような気に食わないところがあるからこういうふうにしると、言

うことを聞かない場合にはおどかしの道具としてこの定員も変えることができる、いろ／＼な研究施設とか教育施設をAの大学からBの大学に移して行つてしまふといったようなこともできる、こういうふうにいふと、政府が大学の研究の自由、それに必要な大学の自治を蹂躪し得ることになるのであります。もとより木下さんのおつしやつたように、文部省というものはその独断的にいろ／＼な処置をとるものではない、委員会もある、そこで大学の問題は慎重に考慮されるというお話もありました。まあ今日において割合にそういうことが行われているかも知れませんが、私は将来のことを考える。将来を考えますと、政府が自由に大学を左右し得ることになる。これは大学の研究の自由と自治を守る者からいまして非常に憂慮するところなのでございます。

もう一つは、私はこの国の政治の立場から申しまして、これはやはり甚だ憂うべきことではないか。こういうたような重大な問題を国会の審議にかけないで以て内閣や或る省の意向によつてきめるといふことは、デモクラシーの精神と甚だ相容れないものだと思うのであります。特に昨今の政治の動向を見ますと、国会の権限をだん／＼縮小してそして執行部の権限が増大し、一部の者の憂うように、何かフアンシズムの色彩が非常に強くなつて来たように思ふのであります。この際、我々は飽くまでも民主主義の立場から国会の権限の縮小されることを憂うのであります。こういうたような点からもやはり国会の権限というものが侵されるのじやないか、縮小されるのじやないか。率直に私の考えを申すことを許されるならば、何かいわずのフアンシズムみたいな政治がだんだん強くなつて参りまして、そうして為政者に対する正当な批判の言論を抑圧する方法がいろ／＼に現われて行く。先年問題になつて我が国の識者の大多数が反対したにもかかわらず、遂に成立したところの破壊活動防止法だとか、或いは今問題になつております教育に関する二法案、或いは学術会議を民間に移すといふこと、こういうたようなことがいろ／＼と出て参りました。が、こういうことがやはり執行部の権限を強めて、そうして或る方向に……

るのじやないか。率直に私の考えを申すことを許されるならば、何かいわずのフアンシズムみたいな政治がだんだん強くなつて参りまして、そうして為政者に対する正当な批判の言論を抑圧する方法がいろ／＼に現われて行く。先年問題になつて我が国の識者の大多数が反対したにもかかわらず、遂に成立したところの破壊活動防止法だとか、或いは今問題になつております教育に関する二法案、或いは学術会議を民間に移すといふこと、こういうたようなことがいろ／＼と出て参りました。が、こういうことがやはり執行部の権限を強めて、そうして或る方向に……

まして、このような意図を持つ政府提案がいいか悪いとかという諸問を受けられたことがあるかどうか。それから次に、現在の大学審議会において先ほど概括的なお話でありましたが、そのうまぐ運営されていくならば、改善を要すべき点とするならば、このような点は支障があると思ふといふような点について一つ実態を私どもにお教えを願ひたいと思ふのです。先ずそれを伺つてから次に入りたいと思ひます。

が、質問の第一点は、只今問題となつてゐることと無関係ではないのでございします。「このような」と言つたことは、一つの法改正といふものは、現存する法律がよいか悪いのか、教訓的に見て、運営上或いはその他諸般の事情上、このようになすべきが至当であるといふ一つの理由根拠があつて、立法府においては改正の手續になることにしては先生御承知の通りでございします。従ひまして、そういうふうな現行法を反省する意味で審議会等におきましてこういう法律は非常に問題であるから非常に執行部として案だとか、案でないなどといふことは別として、日本の大学の振興上好ましいと思うといふような問題が議論されたことがあり、或いは諸問されたことがあるでございします。……

令でよろしい、この簡単に解すべきではないのであります。予算に照応したといふことでありますので、この予算に照応するといふことは国会において予算が成立するといふことの中に法律と同様のものが含まれておるはずだと、決してこれを無視するのじやなくして、同じく重要なものがこの予算の審議の中に含まれておる。であるからその裏付として省令或いは政令でやつても差支えないんじやないかと、こういう意味であります。法律をそのまま政令、省令に改正するといふように簡単に私は考えておらない、すべての場合を考えておるわけでありまして。

○委員長(川村松助君) 参考人のかたがたに御質疑のおありのかたは御質疑を願ひます。

○相馬助治君 私先ず第一に、木下先生に以下四点ほどに亘つてお尋ねしたいと思ふんですが、先ず第一点は、御意見ではなくて実際のことに就いて質問をさせて頂きます。それは大学設置審議会等において「等」と申しますのは、先生は学術会議の会員でもあられますので、そういうものも含めても結構ですが、これらの審議会等におき

○相馬助治君 私の質問の言葉が足らなかつたので大要に恐縮いたしました

○参考人(木下雄君) 大学設置審議会その他において、さような諸問に接したことは記憶がございません。ただ申し上げることは、本日私がこの点につきまして申し上げたことは、今までは法律であつたところのものを政令、省

これを述べたのであつて、この議論は暫くおくとして、現に大学に席を置き、そして現場に立つ戸沢先生が木下先生とはやや対蹠的な意見を現場に即して具体的に述べておられるわけなんです。そこで私はどうしてもお尋ねしなかつたやらないのでございしますが、現行法によつて何か支障があるかないか、こういうことを先ず第一点にお尋ねする。

それと同時に、現在大学設置審議会が非常にうまく運営され、定員の問題についても、或いは附置研究機関附属学校等についても問題が現在までなかつたということは私も認めると思つたとしても、それは現在の法律があつて、その上になされてる大学設置審議会であるというのを忘れてはならないと私は思う。で基本をなす法律が今問題となつておられますように改正された場合においても、文部省の眼みが、或いは時の内閣の眼みが完全にきいた場合においても、この設置審議会がうまく行くという保証が仮にあるとするならば、それを私はお尋ねして御指導を頂きたいと、こういうふうにお尋ねするわけなので、一つ基本的な問題として、これは問題にならないということではなくて、一つそこから御指導を賜りたい。そして又具体的な問題として法改正された際におけるこの大学設置審議会というものの運命、そういうものにも予見をされて一つ御意見を伺ふらうと思つた。

○参考人(木下一雄君) 抽象的問題では可能であるが、具体的問題については、この問題は抽象的問題は解消するという意味で申上げたのでありますが、つまり抽象的には考えられ得ることでありますが、これを具体的に問題に移して現実の事実に触れて参りますと、この抽象的問題は不可能になつて来ると言つても差支えないのではないかと、こういうふうにお尋ねするのでございます。でありますから、抽象的には考え得るが、現実的には不可能であると同時に、只今将来のことの御心配、これは尤もなことであらうと思つてあります。又私も今日他の参考人のかたからいろいろ御意見も伺いました。私は実は文部省の眼みというものを一通も感じたことはないのではありません。実際に親しみをもちますが、未だ曾つて眼みということを感じたことがありません。大学の運営者としてこちらからいろいろ計画を持つて行きまして協力は得ておりますけれども、今後におきまして、或いは定員を削るんではないか、そういう眼みを持たれてるから大学が萎縮せざるを得ない。そんな萎縮感私は持ち得ないのでございます。

○相馬助治君 眼みという言葉を持つて概念の規定は暫くおくといたしまして、私は具体的に御尋ねをして参りたいと思つたのでございます。実はこの改正に対して地方の新設の大学、特に学芸大学、或いは学芸部等が問題になつておられるわけですね。私はそういう事例を幾つか現実にとのたひ足を運んで調査しております。そこでその大学と文部省の従前の関係について具体的なことをお伺いし、そういう問題は将来どうなるであらうかということについて第二段として御意見を伺ひたいのでありますが、先ず現在の制度からいいますと、大学から概算要求を予算編成前に出されると思つております。そのときにその概算要求がなされるまでに

大学においてはどのような経過を辿られるか、その要求を文部省と直接に現在折衝しておられるのはどうなつてございしますか。そして又それが現在まで、先生は学芸大学の学長でいらつしやいまするが、他の東大であるとか、或いはそういうふうな昔から有名な大学等の振合い等から考へて、どうも学芸学部であるとか、学芸大学というものの意見の通り方が弱いというふうなことを具体的に御考へになつたような事例はございせんですか。非常にしつこいようなんですけれども、先生のお答えを頂いておりました。具体的にこういうことをこの際学識経験者としての先生から承つておいたほうがいいと思つたので、一つそれらの点についてお尋ねしておきたいと思つたので。

○参考人(木下一雄君) 只今は学芸大学並びに学芸学部につきましても、他の大学に比較しての予算概算要求その他の計画がどの程度に進んでおるかという御質問と思つておりますが、大学によりましていろいろとありますが、東京学芸大学におきましては、大学開設以来予算その他におきましては、現在学長として責任を持つて申し上げ得ることは、具体的に事例を以て申してもよろしうございしますが、この数年間にござまいし充実を来たしてあります。恐らく数年後には他の大学に負けないくらいに発展して行くのではないかと、こう考えます。

○相馬助治君 それは個人的に木下先生の偉大な政治力に起因することであつて、私が御尋ねしておりますのは、従来大学が文部省と予算折衝した

場合に、大学の意思と反し、或いは希望順位に反した予算決定がなされておるといふ例を聞いております。具体的な問題としては、農学部があつたり理化学部があつたり或いは学芸部があつたりする大学において、各学部の教授会の意見を評議会で定めて予算が作られる。併し最終的にはそういう評議会は大学の学長の意思が各学部の教授会の意思をそのまま取り取つて、何人も首肯し、何人も満足するような形において文部省と予算折衝のできない場合も現実にはあり得ると思つたので。而も又同様の予算というものはきまつております関係で、希望した額が通らなかつたり、或いは希望した額が狂つたりする事例もこれは当然あり得ると思つたのでございします。で、先生の学校だけに限つた問題ではなくて、そういうふうにお考へて来るというところ、いわゆる予算の成立までは文部省の権力というものは従前においてもかなり大きなものではなかつたかと、これらに感ずるのございしますが、これらの点については如何でございしますようか。

○参考人(木下一雄君) 同じことを申し上げるようでございしますが、私は文部省にいろいろ予算をお願いに毎年のように上つております。併しその予算を文部省にいろいろ説明し、この事業の計画を達成して頂きますように交渉をしておりまして、文部省からこの点につきまして何と申しますか、今お言葉がありましたような、大学といつたしまして文部省から抑えられるような圧迫を感じるようなことは一遍も感じることにはございせん。むしろこちら

のほうから文部省に対して非常に強く大学の、殊に私どもの大学は教員養成の大学でございします。甚だ不備な足りないところから開設をされて行つたものであります。特に教員養成の大学なるが故に、特別に考慮を払つて頂きたいという意味で、むしろ大学のほうから文部省に対して是々……という言葉は甚だよくないかわかりませんが、出てくるくらいであります。文部省に對してそういう懸念、心配というものを一つもしたことはない。ただその予算の総額におきまして、例えば経常費のようものが全体的に何でも満足するように来ておるか、そんなことは決してございせん。これは日本のこの大学全体の予算の総額を御覧下さいましておわかりします。ほかのものに比べてもしたら、実に比較したら僅かなものだらうと思つた。従ひまして私も聞いております経常費のごときも、昨年は途中におきまして旅費等も削減された何かいしたしまして、非常に苦しいのであります。併しこれは国全体としてかような状況にあるので、こういう大学として貧乏な生活は忍ばなければならぬが、これは文部省に感ずられたり、文部省の圧力によつて差引かれたものなどは、それは解釈いたさない。窮乏の生活は今日は堪えなければならぬ。その上において比較的今まで文部省からは多くの援助を頂いておつたというところは言うことができる、こういうことであります。

○相馬助治君 予算面から離れまして、現実の問題として一点伺つておきたいと思つたので、このたび学芸大学に附屬高等学校を設置する運びになつておるかと思つたのですが、事実でござ

いますか。そうして又準備はどの程度に進捗しておいでになりますか。

○参考人(木下一雄君) 私の大学に附属高等学校ができる運びになりつつあります。これは事実であります。これは先ほど芸術大学の、又私の、別の意味におきまして附属高等学校ができる運びのようでありまして、それと同じように大学といいたしましては、これが予算成立をいたしますれば、非常に有難いことだと思ひます。○みんなに廻せよ質問を」と呼ぶ者あり併し今この準備をいたしておいて、まだいつになつて、それこそ設置法も出ませんものから、表向き如何とすることもできないのであります。内部におきましては事務的な進捗はいたしております。

○相馬助治君 法律が成立した場合にあらですか、四月一日から開校し得るような準備をも急いでおられるのですか。

○参考人(木下一雄君) さようでございます。

○相馬助治君 私の質問はこれで終ります。そして御木先生から今御注意がありましたが、どうか関連質問はして頂きたいと思ひます。

私木下さんにもう一遍申上げるのですが、だから問題だと私は考へておるのです。木下先生、実は現行法によればそういう高等学校を造つたり、原子核研究所を置いたりということができないのです。然るに原子核研究所を設けること、或いは高等学校を設けること、がいろいろの悪の言つておるのではな、私の言つておるのとは現行法ではできないのです。それに予算に照応して今度の法改正が必要であると簡単に文

部省が片づけておる。その法律案の成立が予想されるというそういう立場から、一部では附属学校が具体的にぐんぐん進んでおり、一部では研究所が進んでおる、こういうことを考へてです。ね、私もどうもいたしましては、この法律改正の途上において、法律が改正されていらないのにすでにこういうことが時の文部省の一つの意思によつて進んでおる。これが法律が改正された場合には、今度は何人にも遠慮することなくできるであつて、能率的の面からは非常によい場合も予想されると思ひます。むしろ国会に審議を要するといふことではなくて、非常に能率的に行く、そういう場合が予想されると思ひます。ところが今のやうな場合にはいい面ばかり考へられないのでありまして、私もそこそここの法律について慎重を期さなければならぬといふので、先ほどからしつこくお尋ねしたので、どうかその点は御了解願ひたいと思ひます。私の質問は以上で終りますが、いろいろ話しましたが、私の申したことのうちから特に木下先生がこの際発言されたいことがあつたら、御発言を願つておきたいと思ひます。なければ結構です。

○御木幸弘君 戸沢先生にちよつと伺ひたい。具体的問題で伺ひたい。いま、この前の国立学校設置法では、総定員とそれから各大学の定員を法律で規定しておつたわけですが、そのうする先生の今の説明によりますと、各大学の定員なり各学部の定員が省令で定めると自由になるという御説でございまして、各大学の総定員を変えないで各大学の定員が変えられるものじやないと思ひますが、この点どうお

考へてございましょうか。

○参考人(戸沢鉄彦君) 国立学校の総定員の範囲で各大学の定員は変更できないと思ひます。省令でそれが私はまあ問題じやないかと思つております。今の設置法によると表ができておりまして、やはり法律によらなければこの表を交へられませんか、東京大学何人、北海道大学何人というふうになつていますけれども、そうでなくて国立学校の職員の総数の範囲で以て、政令で以てきめるとすると、将来は或る大学の数を増せば、片一方のほうは減らしてもいいというやうな決定が省令でなされると、こういうやうなことになる。相馬君の問題じやないか。私は御木さんが文部省におられるときにも何かお願いに上つたやうな関係があつて、私としては文部省にひどい目に会つたという経験はないのですけれども、併しむしろそれは優遇されておるほうの大学だから余り文句なかつたので、弱ほうの大学としてはかなり考へられるものじやないか。ですから……。

○御木幸弘君 そうしますと、私承わりたいのは、例えば北海道大学が法律で二千四百九十四名ということになつておりますが、その内容は又省令で、これは文部省令でそのうち教授何名、助教何名と小さく組み立ててそれで二千四百名というものは成立しておるわけですが、そのうすると、この各大学が殖やす場合は別でございまして、予算を取つて殖やす場合は別ですが、この教授何名とか何とかいうことを自由に予算で組立てたものを変更する、大学内部でそういう変更は実際文部省の意思でできると現在お考へてございましょうか。

○参考人(戸沢鉄彦君) 予算の場合に国会で審議するからいいじやないかと意見があるのですけれども、予算の場合はこれは実際に予算の問題が主眼であつて、いろいろと考へさせられて、大学そのものを学問の立場からどういうふうにしたらいいかというやうな問題がいろいろお留守になつたのではな

いか、私はそう思ふのです。それで、このそも、改正案がすらすらと衆議院を通過してしまつたといふことは、局外者として私は如何にもおかしいと思ひますが、何かやはり人間のやることですから……。

○御木幸弘君 ちよつと質問だけに答へて頂くように。法律案が通るとか通らんとかでなく、私は簡単に質問したいのですが、私の質問したことだけに答へて頂きたい。私は今予算の問題を言つておるのではなくて、省令で北海道大学なら北海道大学、名古屋大学なら名古屋大学、その定員の内訳がきめてあるわけですが、その省令できめてあるのを、文部省が勝手に各学部の定員の教授を何名というのを削つたり、或いは殖やしたり、そういうことが大学でできるとお考へになりますか。私はこれは予算の問題でなしに、省令できめてあるが故に現在そういう事実があつたり、又そういう危惧の念があればその点……。

○参考人(戸沢鉄彦君) だから大きな枠は法律できまつておるわけですが、その内容は現在省令できまつておるのです。省令できまつておつて現在若しできるなら、今までだつてその省令をいつでも文部省で変えられるはずだ。それを現在までそういう事実があつたかどうか、又そういう心配があつたかどうか、これは一つはつきりして頂きたいと思ひます。

○参考人(戸沢鉄彦君) 私は今までのことをとやこう言つておるのではないのです。

○御木幸弘君 今までのことではなしに現実において先生が省令に譲つたらこの小さな内容を勝手に変えられるとおつしやつた。現在もすでにその定員の内容は省令なんです、各大学の中……。それが勝手に変えられるはずはないじやないですか。

○参考人(戸沢鉄彦君) 併し大きな枠は法律できまつていますから、設置法で……。だからそれがなくなつてしまつと、やはり……。

○御木幸弘君 設置法できまつておるというのは、総定員はきまつておる。それは各大学の定員はきまつておる。各大学の定員の中の省令で又内部はきまつておる……。

○須藤五郎君 ちよつと……こういうやり方は面白くないのです。質問なら参考人の発言を十分に聞いてからしてもらいたい。

○相馬助治君 我々は学識経験者として尊敬するからこそお呼びしてお聞きしてゐるのだから……。

○御木幸弘君 質問の点を答えてくれませんか……。

○高田なほ子君 自由に答えさせたらいいじやないか。

○御木幸弘君 自由でよろしゅうございしますが、ただ戸沢先生にお願いしますが、私が質問しております点は、法案が通るとか、衆議院がしたことがどうか、そういうことをお尋ねしておるのではないので、今先生はどうお考

えでしようかということをお尋ねしておるのです。私の質問の点については、それで今まで現実に省令で細分がきまつておるわけです。外枠は法律できまつていますけれども、それで組立てらる大学の定員というものがあつて、それでそれを又大学間における定員を定めて行くとしたら、現に省令できまつておる細分の点でも変えなければならぬ。併しそういうことがあり得るかどうかということをお尋ねしてございましょうか、その点をお尋ねしておるのです。

○参考人(戸沢鉄彦君) 私は将来の問題を憂ふるのです。それで法律の枠を取つてしまふと、かなりそこに政府や文部省の意向が強くなるし、そこにそういうことができるのだということだけで以てやはり大学を成るところまで左右し得る。

○細木孝弘君 それでは今までの法律は大学ごとの定員をきめて、その大学内の定員は省令できめておりました。が、その省令できめておるこの小さな内枠までも全部法令でなければいけないのだ、法律でなければいけないのだ、こう考えるのですか。

○参考人(戸沢鉄彦君) 希望としてはそうです。

○荒木正三郎君 私は第五条と、それから第九条に関連をいたしまして木下先生にお伺いしたいのです。この国立大学に附属して設けるところの教育施設又は研究施設は、これを改廃する場合に非常な慎重な考慮が払われなければならぬと私は考へておるわけでありまふ。そのためには法律によつて国会の審議を経て、そういう教育施設或いは研究施設の存廃をするというの

が、文部省令できめるよりはいいじゃないかというふうに考へておるわけなんです。こういう施設が文部省限りの見解でそのとき々に改廃される、こういうことになる、やはりこれらの研究機関が十分な機能を安心して果すことができるのじやないかというふうで考へるのですが、こういう点法律で定めなくても文部省令でいいのだ、こういう御見解についてまあどういふのですが、お尋ねしたいと思ひます。

○参考人(木下雄君) 附属施設の改廃につきましては、こういう重要なことを法律によつて国会を通して改廃するということは大変必要なことだと思つております。ただ、今私どもここで問題になつておりますのは、いつでも前提がついて先ほどもお答えをいたしました、予算に照応してということがございまして、予算審議のときに十分法律と同じように国会を通して、この改廃が議せられると同じ意味におきまして予算の審議のときにされていくのでありまして、この法律でなくともいい、或いは省令でいいと言ふのはございせん。この場合はどこまでも前提がついております。予算に照応して云々ということ、私はこれは法律の簡素化で、あとのことは省令改正、省令その他で補つてもよろしいと、こういう意味であります。重要なことがこの法律によつて国会を経るということの必要なことは言ふまでもございせん。

○荒木正三郎君 そこで木下先生のお考へは私にはよくわかりますが、木下先生のお考へでは、予算審議の際に実質的に国会でこういうことが審議されている。だから文部省令でもいいのだ

が、文部省令できめるよりはいいじゃないかというふうに考へておるわけなんです。こういう施設が文部省限りの見解でそのとき々に改廃される、こういうことになる、やはりこれらの研究機関が十分な機能を安心して果すことができるのじやないかというふうで考へるのですが、こういう点法律で定めなくても文部省令でいいのだ、こういう御見解についてまあどういふのですが、お尋ねしたいと思ひます。

こういう御見解のようでございますが、そこで予算審議の問題でございますが、国立大学に関する予算についてはこれは大綱は審議されまふけれども、細部に亘つては審議されないと申すのです。と申しますのは来年度の予算におきましても、国立文教施設整備費というものが組まれておりますけれども、この配分についてはやはり文部省内でかなり決定する権限を持つていゝるわけなんです。国会で審議される場合は、やはり総枠としてこれが審議されるのであつて、これらの内容が各大学にどういふふうに分けられるかというところまでは審議しておらないのであります。そういういたしますと、今木下先生がおつしやつたように、予算の審議が実質的に十分されておるから差支えないと、こういう御意見は若干崩れるのじやないかと私は感じているのです。がね、本国会における予算審議の実態から考へてですね。そうなるかとやはりこういう法律できめる必要が起つて来るのじやないかと思ふのですが、非常にくだいようで失礼ですが、その点如何でございましょうか。

○委員長(川村松助君) 田中君から関連して一緒に御答弁願いたいということとです。……

○田中啓一君 御答弁があつてからで結構でございます。

○参考人(木下雄君) 細部に亘るといふことが、予算審議の場合におきましては、なか／＼そこまで立至らないといふことでございまして、これはちよつと私言ひ過ぎになるかと思ふのでございまして、併しそういう重要なことが、法律できめなければならぬのはどのことである個所がありましたな

らば、細部にそういうことが予算審議のところ考へられてもいいではないかと申す。……

○荒木正三郎君 それは国会としてその予算の配分については執行機関である政府において決定し得る点があるわけなんです。これは法的にあるわけなんです。国会が必ずしもそこまで審議しなくてもいいという面があるのです。……

○参考人(木下雄君) それではよろしゅうございまして。

○田中啓一君 関連質問……私は予算審議の過程というものは、例えば今言われた国立文教施設整備費といううなものに対して増減があれば、当然予算委員会が審議をしておるものと了解をしております。殊に総括質問の後には分科会を開いてそれ／＼各省別に審議をするわけでありまふから、当然審議はしておるものと、こう解しておるのであります。併しこれはまあ議院内部のことで、外のかたはどういふふうによつておるかということまで十分御承知ない。又実情と理論とも違ふ程度であります。結局何らかの国会では実質的にはそういう問題についてどこかで審議があるのであろうか

ら、必ずしもかようにたくさん法律があるところで、更に法律で以て一々やらなくてもよろしい、こういう御見解のように私は何つておつたのであります。……

○参考人(木下雄君) さようでございます。

○相馬助治君 関連……同僚荒木君の質問に対して木下先生の御意見は、この法律に連関して本年度の問題として、例えば附置研究所にしろ、附属学校にしろ、そういうものについては予算審議のところ議論されているから問題でない、こういう御意見ですか、木下先生……

○参考人(木下雄君) さるべきであるからということでありまふ。

○相馬助治君 とところで、これは一昨日文部委員会が私がいふ質問をして、文部当局のこういう回答を得ておる。本年度国立文教施設整備費が十九億計上されておる、この十九億の内容については一体はつきりわかつておる面もあるけれども、わかつていない面がある、具体的に本法案が成立して、学芸大学の附属高等学校ができたなら、これに幾ら使うかということについてわかつていない、我々にはまだわかつていない、予算審議の過程においてもわかつていない、私も予算委員会の委員をしております。そこでその予算の具体的な配分内容を示せと私は文部当局に要請しました。ところがまだ成案を得ておりませんと言ふのです。御承知のように本年度予算は衆議院を通過して本院に廻つておる。こういう形から、それは非常に困つた問題だと、そんなことじや仕方ないじやない

かと、木下先生に立法府の我々が叱られるかも知れませんが、現実にはそうなんです。そこで私どもは本年度の問題も問題だと、こう思っているわけなんです。併しこれについては意見があるでしょうから、深くこの問題については触れませんが、一点承わつておきたいのは、提案されている形は、本年度の予算に見合つて本法が改正されずと、次に改正するまで将来ずっと長く改正された法律案は口をきくのです。そこでこの第五条の改正は、簡単に考えられないというので、学識経験者であります三先生をお呼びして我々が御指導を受けておるわけなんです。将来を見通してこれは如何に考えようか、大した問題ではないと、そういうことが議案になることのはうがおかしいと、こういうふうな積極的な御意見ですか、将来の問題……

○参考人(木下一雄君) これはどういふふうにしたらば大学その他の運営が滑らかに行くであろうかというこの立場においてこれは私どもが考えるよりも、国会においてお考え頂くべき性質のものではないかと、こういうふうにお考えしております。

○相馬助治君 わかりました。ですから国会で考える場合に、参考人として学識経験者として定評ある三先生を呼んで如何なものでしょうと伺つていられるので、その御意見をお漏らし願ひたい。

○参考人(木下一雄君) 然るが故に、私は改正案に賛成するのであります。

○荒木正三郎君 それでは次に第九条に関連をしてやはり木下先生にお伺ひしたいと思うのですが、国立学校の職

員の定員をどうきめるかということ、国立学校の予算がどうきまるかという問題と同様に、非常に私は学校運営上重要な問題であるというふうに考へておるわけでございます。併し今度の法律改正によりまして、国立学校ごとに定員を法律で定めないので政令で定める、こういうことになりまして、政府のそのときの事情によつて、国立大学の定員の増減を自由に加減することが出来る、こういう結果が来ると思つておる。そうなりますと、発言力の弱い大学にとつて不利な事態が来るのではないかと、いふふうに私は考へるのです。これは私の単なる杞憂ではございません。現状においてもそういう点があると思つておる。それが更に法律改正になれば、それが更にひどくなるのではないかと、いふようなことを心配しておるわけなんです。そういう点、私はここに昭和二十八年十一月二日に日本学術会議会長の龜山氏から總理に宛てられた新制大学の充実に對する要望書を持っておりますが、その中にも、新制国立大学は非常に立ち遅れておる、だから次のような点についてその充実に對つてもらいたい、その中に、大体大学におけるスタッフの充実を図ること、こういう一項目があるのです。これは現在予算とも関係をしておりますが、やはり非常に不利な立場に立つておるのが新制の国立大学ではないか、一般的に見まして、私はそういうことが言えるのではないかと、思つております。それが今後この法律改正によつて更に条件がよくなるかどうか、どうも考へられない。そういう意味で私は、少くとも学芸大学の木下先生はこれでは困るという御見解を持つていらつ

しやるのではないかと、思つておつたのですが、意外にもこれでよいのだとおつしやるのですが、どうもそういう点が心配になりますので、御所見を伺ひたいと思ひます。

○参考人(木下一雄君) 日本学術会議におきまして、大学の充実のために政府に進言をいたしました事実は私もよく承知いたしておるのであります。その精神その他承知しておるのであります。只今の御質問は、予算の審議と共に定員を定めることの重要なこと、それに對して政府のそのときの事情によつて自由に改めることができるということが考へられる、並びに発言力の弱い大学においてはそういう場合において政府に自由に改められるというやうなことが起るであらう。この点についてどう考へるかという御質問だと私は考へるのであります。

これにお答え申し上げますのは、政府はそのときの事情により自由に定員を取出しまして改定すること、これは、抽象的には考へ得ることでありまして、現在の大学の事情からいへば、若しそういうやうなことが機の上で考へられるということでありましたならば、到底それは政府でやろうと思つたつてできることではないと私は考へますし、又そういうことを政府がやるやうな意思を起すことはなかつたと思つておる。それが発言力の弱い大学に向つてなされた場合といふことであります。発言力の弱い大学をいふと心配頂きますことも大変有難いことなものであります。少くともそれらの各大学の学長並びに教授会におきまして、そういうやうな場合

に発言力の弱い大学というやうなものはあるかも知れませんが、私は相当そういうときに、ただ発言力が弱い大学だということで見過される大学は私は今日はないと、こう考へております。

○荒木正三郎君 それでは重ねて伺うことはどうかと思つたのですが、いわゆる旧制大学とそれから新制大学との間にはいろいろな面において相当な開きがあることは私は事実だと思ひます。特に学術会議の要望しておられる中に、助手とか助教とか講師とかいふやうな面において甚だ見劣りがする、こういう面の改善をしてもらいたいというのを第一に掲げられております。

【委員長退席、理事 木下弘君着席】

これは私は発言力が弱いからこうなつたんだと一概には言ひませんが、やはりそういう点は相当私は実際には影響があるのではないかと、いふやうにまあ考へておるわけでありまして、併しこれは重ねてお尋ねをいたしません。これは予算の問題も同じであると私は思ふのです。予算の配分は、木下先生は国会の予算が決定すればもうきまつておるやうにお考えになつておりますが、私はそうじゃないと思つております。先ほど相馬君のお話にあつたやうに、予算が通つてから配分の具体的な案が決定される、そういうことになつておると思ひます。従つて、予算が通つたからもう安心であるというわけには行かないと思ふのです。同じやうな事情が国立学校の職員の定員の問題について、法律という問題を改定する場合に

はあらゆる事情、又あらゆる将来の見通しも考へて十分検討しなければなりませんので、今割合にうまく行つていふと、いふことだけではどうも十分なまゝ資料にもなりませんので、お尋ねをしておつたわけでありまして……

それでは木下先生に対する御質問を終りまして、戸沢先生に一つお尋ねをしたいと思います。戸沢先生が先ほどおつしやつた御意見の中に、文部省令で附属の教育施設或いは研究施設を置いて閉止したりすることが出来る、或いは国立学校の職員の定員を政令で自由に操作できる、こういうことは結局研究の自由というものが拘束される結果になる、こういうやうな御趣旨の御発言がございましたが、これは私は研究得ることだと思つたのです。この研究施設をやつておる研究は、どうも食わない、こういうふうな場合に、やはりそういうものをなくしたい、或いは他の学校に移したい、こういうことが起ると思つたのですが、こういう事例が今までにあつたかどうかです、それを私はお伺ひしたいと思つたのです。

○参考人(戸沢鉄彦君) 従来の事例は私はよく存じません。ただこういう改正がなされた場合のことを考へますと、この施設の問題のほかに定員、こゝろいつたやうなことを考へると、執行機関がやはり相当強く大学を左右するに大きな力を持つて来るのじゃないか。そのためにそれが濫用されるという、どうしてもそれが濫用されるという、どうも或る大学のやうな方が食わないという場合に、そういう力が道具になつて、そうして延いて大学の研究の自由とか自治が侵されるという虞れがあるというふうな考へます。

○高田なほ子君 戸沢先生に閣連をしてお尋ねいたします。実は御承知であらうと思いますが、この法律の第五条に私関連していると思つてお尋ねするわけですが、今度原子核研究所が今度の予算に一億円ちよつと組まれておる。ところが、それは現在の法律では何ら裏付けのない突如予算なんです。それで第五条の国立大学の学部は文部省令の定めるところによつて教育施設又は研究施設を置くことができる。つまり、研究の施設を置くことができるという

ことに基いてやられておるように私は承知いたしておりますが、ここでお尋ねをするのは、文部省の説明によると、この原子核研究所は共同研究所にしたい、こういうわけなんです。それで、私はまだ文部省のほうに質問していいのですが、今度防衛庁設置法案というのが出ておまして、これによりまして、日本の国防のためのいろいろな技術や何かを幕僚長會議というところへ権限を託され、それに基いて技術研究所というものができると、その技術研究所はあらゆる技術研究をするので、そうすると、その法律の技術研究所というものと、それから今度できる原子核研究所というものを国立の大学に附置される研究所というものが共同研究をされるような場合に、その場合に大学の運営の面で非常に不便の点があるのではないかと、幕僚長、軍部の研究というのより、結局国の政策としての国防の研究というところに主力が置かれるようなことになった場合に、学問としての研究所のあり方がどういふふうに変つて来るかというところで私心配をいたしておるのです。この際戸沢先生に御意見を伺つておきたい。

○参考人(戸沢鉄彦君) 私そういう点でかなり心配な問題がいろいろあるんじゃないか、こういうふうな政府や文部省の意向で大学又は大学の学部に教育施設や研究施設を置くというところになりますと、何か学問の立場からどうかと思うというふうなもの、その時の政府の政策の工合で、どこかに何か軍事に使う、軍事目的のために研究施設を置かなくちやならないというふうな場合に学校を利用することになるだろうし、それから科学技術庁の問題もございしますが、そういう点で、やはり私は慎重に国会の審議を待つて決定しなくちやいけないんじゃないかというふうに考えます。私は、ちよつと横道に入るかも知れませんが、いいというところは、これは戦争が何かやる場合、或いは政治上緊急の処置をとらなくちやならないという場合には、それは果敢、機敏ということが望まれますけれども、この学校の問題はそんなに急を要することではないのでありまして、それで国会にかけて一々審議しておると時間がかかるという御意見も出ましたけれども、私はそれは考えない。それがよしや文部省とか政府の考えが立派な意見であるとしても、それならば国会にかけて、そうしてみんなの同意を得るべきものであつて、慎重に考えるというところのためには、どうしても或るところまできばきと物が運ばないということになりませんが、このときばきと物が運ばない半面において、慎重に国民の代表機関で事を決するということにいいところがあると思う。

○須藤五郎君 私も戸沢教授とその意見を同じくするものであります。そういう法律ができた将来のことを考えまして、私たちは心配するのであります。が、今も原子核の問題も出ました。それから又近く東大の中に航空学科ができるのではないかと、これも実は聞いておるのではありませんが、そういうところが国会にかけられないで、文部省一個の考えでどん／＼と自由にされて行く。その目的を明らかにされないでやられて行くという点が非常に私は危険ではないかと思うのであります。木下先生は定員の問題に關しまして、それから附置の教育施設が省令でできるといふ点におきまして、大学設置審議会というものがあつたから、今国会で我々が心配するようないふことは、だといふような御意見であります。將來にこういう私たちの持つてゐる不安が、国会を離れて、国会の審議を超越して、国会議員の知らない間にいろいろこういうことがされて来るのを防止することがこの法案が通つたあとにできるかといふこと。それから大学設置審議会にかかるといふ心配はない、国会にかかるといふ心配はない、この御意見に對しましては、私たち国会議員としては承服しかねる。なぜ大学設置審議会があるから国会はそういうことは心配しないといふのだ、国会で審議されなくてもいいのだという論拠はどこから出るのか、その点を私は木下先生にお伺ひしておきたいと思ふ。

○理事(鈴木孝弘君) 速記を始めて。○参考人(戸沢鉄彦君) 私も御意見同じなんです。つまり今までは政府或いは或る省のやり方がそう悪いことはなかつたといひまして、今後が非常に問題であつて、これは内外の情勢によつて非常に變つて来るのじゃないか。政治が非常に反動化して来れば、政府や省のやり方というものが非常に暴走になつて参ります。その場合には是非とも一つ国会で慎重にいろいろ重要な問題を決するといふことを貫いて頂かないと、我が国のデモクラシーが危いのではないかと思います。○参考人(木下雄君) 只今の御質問に對しましては、教回に亘りまして、もうはつきりと答えた記憶があるのでございしますが、ただ大学設置審議会といふことが馬鹿に頭／＼に響いたやうでございしますが、これは現実の問題をやつて行くうちにこういう過程もあるであらうといふことの一例を申し上げたのでありまして、併しそれがあるから法律は入用でないといふことは私は申述べておられないのであります。それはたび／＼お答え申し上げましたように、二十九年度予算に照應して云々といふことでありまして、問題になりません。その他はすべて予算の審議を通らなければならぬのであります。通らなければならぬ過程があるから、別に法律といふことでしなくとも、そのこのところと法律と同様に取扱われるといふことでありまして、要らないといふことは決してないのであります。○須藤五郎君 私の心配するのは、こういう法律ができたあとにいろいろなことが起るということが假定されるわけですね、今はないかも知れませんが、

けれども、これからあつて／＼な不測のことが起つて来る。そういうことが私たちに心配だからこういう法律を作ることに対してはいいわけですが、ところがあなたのさつきの意見によりますと、この法律ができて私たちの心配することは大体要らないのだ、それに大学設置審議会などがあつて、そこでいろいろ論議されるから、この法律ができてそういう心配はないといふやうな御意見だつたように私は聞きます。若しも大学設置審議会があつても、この法律ができたあとに私たちが心配するやうなことが起るといふことをあなたもお考えになるならば、この法律を作ることに對してどういふ御意見を持たれるか。又この法律ができて我々が心配するやうなことは絶対にないといふならば、どういふ根拠からそれが絶対ないのか。それを防止する方法はどういふ方法であるのか。若しも防止する方法もなく、絶対にないといふことが斷言できないならば、この法律に對するあなたのお考えは、どこから養成される根拠が生まれて来るのか、そういう点を伺つておきたい。○参考人(木下雄君) そういうことは抽象的には考えられますけれども、具体的な過程をとるときには必ず予算の審議に關係するところでありまして、ただ定員その他のことがどういふことになつた故に、抽象的に文部省、政府等において考えるといふことはあり得ない、私は考えております。○須藤五郎君 そのあり得ないといふことはあなたの独断的な解釈で、この法律ができればそういうことがあり得るといふ、だからそういうことがあり得るといふ法律ができることに對し

て、どうしてそれを賛成なさるのかというところ、そこをただ、そういうことはあり得ないと思うというのでは、この法律の審議に対して確信を持ってないわけですね。法律を作る以上は、絶対そういうことにはないという裏付がない以上、この法律に賛成することができない立場にあるわけですね。そこを私は伺っている。ただこう思うというだけではちよつと困るのです。

○参考人(木下一雄君) これからはもう見解のあれだと思ふのであります。が、私は必ず法律でできた場合には、具体的な問題があつて、それが審議されるのではないかと、こう思うのであります。

○須藤五郎君 それじや先ほど原子核のことが問題になりましたが、近く東大に航空学科ができるというようなことを私は聞き込んでゐるのですが、そういうことが国会にかけられないで、文部省の省令でまづつてしまふ、どういふ目的で東大に航空学科ができるのか、そういうことを国会に何ら知らされないで、どん／＼できて来るということは問題だと思ふのであります。その点はどういふふうにお考えですか。

〔理事 鈴木幸弘君退席、委員長着席〕

○参考人(木下一雄君) 只今の問題は私がお答えすべき性質のものじやないと思ふ。

○田中啓一君 実は私折角のお話をお述べになるときに席を外したりなんかして、或いは重複するかも知れませんが、この際戸沢先生、それから小室先生にお願いしたいと思ひますが、先ず小室先生に……

実は国立学校の職員を各学校ごとに法律で人数をきめてゐるというのは、実は私は国会へ出ましてから、随分これは細かいことまで法律に書いてあるのだと、こう実は思つたのであります。が、他の国の例にこういうふうなのはございませうか。それを先ずお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(小室三夫朗君) 今の点につきましては、現在私どものほうに資料の持合せがありまして、外国にその例があるかどうか、不明であります。ただ意見を言わせて頂きますならば……

○田中啓一君 その点の意見は聞きたいのですけれども、実は私もよく調べておりませんで、ついにお伺ひしたようなことで誠に恐縮であります。その点は文部省に聞けばいい」と呼ぶ者あり。それは又改めて……文部省のほうはいつでも聞けますから……

それから戸沢先生にお伺ひするのであります。非常な将来文部省が何をやるんだかわからんというふうな、まあそんな言葉は決してお使いにならないでありますけれども、受けたのであります。私は現在の日本の政府というものは、国会が基礎になつて成立をしてゐるわけで、総理大臣は国会の指名によることは私が申すまでもなく御承知だと思ふわけで、国会と離れて政府というものがそうえらい遠いところへ行けるのは私は思ひません。(行く場合もあるよ)と呼ぶ者あり。まあ仮定に仮定を重ねて行つて、数学的に厳密に考えれば、これはどういふことになり

ますか、私も何ともそこまでは申上げられませんが、日本の憲法としてはそういうことになつてゐる。(具體的に)と呼ぶ者あり。従つて、私は全体

主義とか或いは独裁主義の政府が成立をしてゐる国ではそういうことも考えられるかと思ひますが、それでは議会が無効で、議会へかけたところで、これはもう駄目であらうと私は思ふ。あつてなきがごときもので、仮に議会があるにしてもそういうことでは……私はそれだからこそ全体主義であり、独裁主義であると解しておるわけですね。そこらのところがどうも私は先生と話でございませうか。

○参考人(戸沢鉄彦君) お答えいたします。今おつしやつたような、一応理論としては国会のいわば委員会みたいなものとして内閣が出て来るということに言えるのでありますけれども、併しデモクラシーの国を見ましても、やはりこれはこの執行機関というものが相當に強いのです。それは内閣の下にあるところのいろいろ行政機構というものが現実にはいろいろ力を持つていて、それでデモクラシーにおいて、執行機関の権力を余り濫用されないように、どうしたらいいかということがやはり一部の人の悩みではないかと思ふ。この場合にやはりこういうことを考えますと、私は成るべく国会に相談をするという原則を貫いて頂きたい。そしてやはり国会で問題になるとして、ただ一部執行機関がどん／＼やる場合と違ひまして、多数党の意向がほとんど通つて、多数党が力を振る過ぎる場合に、とにかく公の問題とすれば、国民一般がその意見を聞く機会がありますから、それだからやはり国会に成るべくかけるといふことが、それだけ民主主義の原理に一致するのじやないかというふうに私は考えております。

それでこのフアツシズムの問題を私ちよつと申上げましたが、これは表だつた制度としてこのフアツシズムというものが出て来るのじやなくて、現実政治の動きを見てみると、表面は如何にも民主主義の国のように見えても、やはりフアツシズムの政治が行われるという場合がある。或る有力な外国にまでもそのやうなことが起つてゐるのじやないか。特に第二次世界大戦後のフアツシズムといふものは、第二次世界大戦前のフアツシズムと比べまして、表面からこのデモクラシーを攻撃したり、デモクラシーを蹂躪するのじやなくて、一応デモクラシーを尊重するやうに見せておいて、事実上尊厳をデモクラシーを蹂躪するといふのが、第二次世界大戦後のフアツシズムの一つの特色であると思ふ。例えば憲法等は一応尊重する、併し事実上蹂躪するといふたやうな行き方が今日のフアツシズムではないかと思ふ。そういう意味においては私は事実上フアツシズムであるかないかといふことを言つてゐるのであります。その点も一つ……

○田中啓一君 今いろいろと教えて頂いて有難うございます。今おつしやつたしたに国会に出せば論議されて、国民によくわかるということ、私もこれは非常にいいことだと思ひます。

同時に何でも法律にしたために、法律の数は大変なものだ。もう実は法制局長官だとか或いは法制局は悲鳴を挙げたしまつて、これだけ法律が出来ては、見落しもできません、とても能力を超えておられます、これは事実の話、内明けた話であります。そういうやうなわけで、実は昨日も私はどうも法律と法律との間に矛盾がある、片方

にはそういうものがあり、片方にはないというのはどうかと言つたら、実はそのままで通つてしまつたので、十分に何でできなかったかといふやうな話で、(絶対多数で通つた)と呼ぶ者あり。そこで私は問題があることについては、国民にとにかくよくわかるやうに国会でいろいろ意見が出るということは非常にいいと思ふ。私は非常にいいと思ひます。それには全然同意であります。同時に非常に法律が多くてとてもいかに、整理をしようじやないか、今行政整理の問題になつておりますが、一休五分引とか一割引とかいふやうなことは本末顛倒じやないか。この煩雜な法律、その他の解釈を整理して、そこから機構を整理して、その次の人数ではないか。その法律のほうから始めろといふことになつたわけで、私はこの国立学校設置法のごときは、この委員会には当然かかるものと実は解しておつたのであります。が、今日まあ文部省からみずから進んでお出しになつた。行政機関としてはなか／＼勇敢であると思ひ思つておる。(笑聲)つまり自分のほうから行政整理を始めようといふわけですが、この法律案は……でありますから、私は考えれば整理の法律ということ、今先生のお話の何でも一つ国民にわかるやうにやろうじやないかといふことの調和であります。でありますから、まあ職員員定員でありますから、大学では何と言つても中心のところは教授だと思ふのであります。教授の数を減らすして講師の数を増やすといふのでは法律にならないのです。それでありますやう。それはもうすでに先ほど鈴木委員長からお話があつたやうに、又先ほど

御説明があつたように、政令に譲つておるといふようなわけで、やはり私はこのいい面を何とか調和をしてやつて行くようにすべきでないか。それでいろいろ御懸念の点もお話になりましたけれども、そういうことを考えますと、何でもかでも定員は法律で学校ごとに書かんといかんというまでにせんでもいいのではないか。その調和点についてどういふふうにお考えになつておられますか。その点を一つ伺つておきたいと思ひます。

○参考人(戸沢鉄彦君) 今の御質問にお答えしますが、お説のように非常にたくさん法律ができて困るといふこと、それはその一面そういうことも考えられますけれども、この場合に若しその軽重があるとすれば、私はこの学校の問題こそ、国会で非常に慎重にやつて頂きたい。で、これはそのときの政府の利害、主観的な考えで左右されては国会全体が非常に困るのであります。これこそ本当に、特に又大学の問題こそ専門家の意向を尊重して頂きたい。従つて機軸を変更するとか、定員を減らすというふうなことも成るべく大学の意向を尊重してもらいたい。併し国の立場からどうしても変更しなくちゃならないというような場合には、せめて国会で以て十分に考えて頂きたい。そういうふうに私申し上げて、そうして国会のほうとしても又非常は時間がなくて困りなら、年中活動できるように一つ／＼考へて頂きたいと思ひます。

○高田なほ子君 ちよつと関連して、非常に今大事なところを……田中先生の私のお説は一応わかるわけなんです。何でもかんでも法律できめてしま

わなければならぬといふことを私考へてゐるわけじゃないのです。ただ併し、私前提があると思ひまして、これは小室さんと木下先生から御感想を承わりたい。非常に軍備予算がふくらまつて参りますと、いろ／＼の予算がそのために圧縮されてゐるという事実は、これはもうお三かたお認めになつておる点だと思ふ。予算が少なくなつて参りました場合の予算の配分の問題については、これはなかなか教育を守る者にとつてはよくこれは考えなきゃならぬ点だと思ふのですが、まあ幸か不幸かよくわかりませんが、まあ幸か不幸かの法律で若干この国会の審議を抜きにして、政令でこの配分がきまるといふようなことになつて参りました場合に起つて来る一つの現象として、入學地獄、試験地獄だと思ふ。この試験地獄の原因といふものは、私は学校の運営の面に占められる予算といふものの幅が非常に大きいんじゃないか。つまり学校差といふものが今日の試験地獄といふものを来たし、この試験地獄のために子供も親も教育者も、これは非常に苦しいでおる問題じゃないかと思ふ。そこでこの点の解決の方法はいろいろあると思ふのですが、なかなかよくこの法律が今回の試験地獄に及ぼすところの影響として考えられる予算の配分が、国会の審議に待たずして省令、政令で以て動かされて行くといふところに起つて来る学校差、それに付れて起つて来る試験地獄、又その解決の方法、いろ／＼あると思ひますが、この法律施行に當つての見通しと、それから教育者としての御意見、又日教組は教育を守るという立場についての御意見、それを御両者から承わりたいと思ひます。

○参考人(小室三夫朗君) 今の高田先生の御質問でありますけれども、私どももいたしまして、当然こういう法案が通過いたしますならば、当初申し上げました通りに学校差といふものが非常に出て来るのではなからうか。例えば研究所の附置、教育施設の附置、こういうものが省令等によつて改廃統合されて行く。どうしても今の日本の教育の事情ではそれが中央的に集まつて来る可能性が多い。これを現実的にお話し申上げますならば、地方にできている現在の新制大学があつたような困難を冒して、率直に申上げて一部には新制大学云々というふうな批判さえ出ている理由はどこにあるかといふことをお考え下されば、はつきり言えるのではなからうか。

第二点の試験地獄の問題でありますけれども、そうした学校差ができれば当然これは父兄の身にとつてみれば、有名校乃至は実質的に充実している学校といふものに当然学生が殺到して行くといふのは、本年度における今の入學試験を見ても、東大に非常な応募率があつて、他の地方大学が非常に少ない、こういう現状を見ましても、同じ大学であつてもそこにおの／＼の学校差といふものが生じる。

この法案が通りますれば、先ほど申し上げましたように定員の問題で教授陣の不足が来る。乃至は研究所、教育施設が改廃統合のためになくなるといふようなことになりまして、その学校の志願者といふものは非常に減つて来るというのには目に見える事実ではなからうか。これは単に抽象論ではなくして、公立学校における高等学校の問題

にいたしましたも、或いは私立大学の現状にいたしましたも、乃至は国立大学の全国の情勢を見ましても、この問題についてははつきりした説明が現実的に私どもの目の前で今年の当初において行われておるのではなからうか。こういうふうにお考えしております。

○参考人(木下一雄君) 入学のための全国的な問題、それを学校差の立場から、各学校差をなくしまして、充実しなければならぬ、誠に結構なことでありまして、同時にこの問題は非常に大きな問題でありまして、この法案も関係するかも知れませんけれども、この法案以上に大きな問題がたくさんあると思ふのであります。でありますので、入學試験地獄を解消するために別は大きく予算でも取つて、大学の充実その他を図るということが必要じゃないか。この法案がすべての原因だとは私は考えられません。

○高田なほ子君 すべての原因といふわけじゃないのです。影響がちよつと……

○田中啓一君 関連して、入學の問題といふのが大問題であることは私も実は高田先生と同感であります。実にむづかしい困難な問題でございますが、そこでまあこの法律はその大学のほうの定員の問題が一つの大きな問題になつてゐるのですが、これは職員の方の定員なんですか。そこで入るほうの生徒のことを考えれば、いつそのこと入る生徒の定員数を法律で書いたらどうかといふようなことも考えられんではないので、まあそんなに門戸を閉めなけ、お前の所はもつとたくさん置け、こういうようなことも私は考えられるかと思ひますが、私はそ

ういう意見を持つてゐるわけではありませんが、考えられないわけではないと思ひます。

お三方にお伺ひしたいのであります。が、受入れる生徒の定員数を法律で書けといふようなお考えはお持ちでございませんでしうか。戸沢先生から一つ順次御意見承わりたいと思ひます。

○参考人(戸沢鉄彦君) これは予算の問題がありまして、金の関係からおのずから制限されておると私のほうは考えます。

○参考人(小室三夫朗君) 今の問題一つの方法かと思ひます。これはすでに戦争中乃至は戦争前の高等学校において行われていた問題でありますし、或いは或る程度定員といふものをきめて行くといふことも現在行われておると思ふのであります。ところが一面田中先生のほうからおつしやつたようなことになりまして、憲法でいふゆる確定されているところの教育の機会均等といふことをどう解決するか、むしろ終戦後の教育においてはその貧富の差を問はず才能がある者に対してはできるだけこの教育の機会に恵ませる、そういう文教施設といふものをすべきであるといふことがこの時の内閣より強調されて、それに従つていわゆる文部省といふものもやつて来たと思ひますが、むしろこの生徒の定員を削減するといふよりも、現在の大学といふものの充実を期して、才能ある者をますます教育によつて練り上げて行くといふようなことを考えることが文教政策の根本ではなからうか、こういうふうにお考えしております。

○参考人(戸沢鉄彦君) 今のお説と関連するのでありますけれども、私も広く学ば

うとする者を受入れることを考えなく
ちやならないと思います。その場合に

は或いは一年の半分だけは東京にいて、あとの半分は京都に行くとかいう必要が起つて来たらやる、どこの学校にもできるだけ自由に行かせるということも考えなくちやならないと思います。こういったような点からしますと、軽々には生徒や学生の数を限ることとはできないと思います。

○参考人(木下 雄君) 受入れる生徒の定員をも法律で定めたらどうかということでありますが、これは教員の一人の受持ちするところの生徒の数というものは大体限度がありますから、教員数を限定されればこの問題はわざわざ心配しなくてもいいと思うのでありますが、只今文教の根本政策というよ

うなことの言葉も出たようでありま
すが、こういうような生徒の定員ま
でも法律で定めるかどうかという細かい
ところまで御心配下さいませんで、一
体大学の国の予算が全体の国防費、こ
れはどういう名称でありますか存じま
せんが、保安でありますか、こういう
ものの一体何分の一になつておるの
か、こういう大きなところに一つお考

えを頂きまして、そういう定員なんぞ
余りどうでもいいのじやないか、こう
いうふうに考えております。(その通
りだ)と呼ぶ者あり、笑声)

学部の審査をされる機会はないのでございませうか。

○参考人(木下一雄君) 設立の認可のときだけでございまして、その後設立されましたからのちの状況につきましては、十分充実の状況その他条件等がついておりまして、それらが満たされておるかどうかということにつきましては、懸念すべきことが多々あるのでございします。その点につきましては、大

○高橋道男君　それから今度この法律が成立しましたならば、研究施設などは省令で定められる、そういう教育施設などについては新設、増設は審議会において審議されるのでありますかどうか。

○参考人(木下一雄君) 研究施設につ
きましては、大学審議会の範圍ではな
さいません。学部、学科等の場合で
さいまして……。ちよつと失礼でござ
います、もう一遍質問の……。

○高橋道男君 省令に移されるべき教育施設、研究施設などは設置審議会において検討はされないのをごさいますか。

○参考人(木下一雄君) さようでございます。

○参考人(木下一雄君) 大学の設置の
場合におきましては、大学設置審議会

におきまして審査をいたしますが、それは大学基準というものであるのですが、さいます。この大学基準と申しますのは、実はその基は大学基準協会というのがございまして、これは国公私立大学の会員を以て組織されているものでございます。その大学基準協会におきまして大学基準の原案を作りました。それが今日大学設置審議会における大学基準ということになっている次第でございまして、従いまして、大学の基準

と申しますのは、国公私立大学の各大学を以て会員とするものが審議の結果作りました大学基準でありまして、この基準に従う場合に、文部省が如何よくなることがありまして、定員を削つ

たりなんかするということはありません。いいことなんです。ただ只今の御質問のような研究施設その他につきましては、そういうことはございません。

○高橋道男君 もう一点、この法律が成立しました場合にでも、予算等の審議過程において、定員その他の法律から、現在の法律から落されることも審

議をされるから、当然国会においてそういうことが義務付けられているという

なことにはお考えにならないかどうか、その点念のために伺いたいと思います。

す。

○参考人(木下一雄君)　そこまで私も
考えておりませんでございます。

○相馬助治君 議事進行上の勸諭ですが、いいですか。……午後の日程があるので、いろいろ御意見をいい機会があるので、私お伺いしたい点もあり、各委員もそうだと思いますが、時間の都合上この辺で参考意見を徴することを終りたい。かように存じますが、如何ですか。

「賛成」と呼ぶ者あり」

○委員長(川村松助君) 只今の相馬委員の御発言に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ、

れば、これを以て午前中の委員会を終了いたします。

終りに当りまして、参考人のかたがたに一言御礼を申し上げます。本日は貴重な御意見をお伺いいたしまして、誠に

に有難うございました。深く御礼を申
上げます。

では一時半まで休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後一時五十分開會

のうちに原子核の施設設備費として一億三千万円計上されております。又本

問題に関する先般の当委員会における政府側の答弁によりますと、東京大学に附置する共同利用の研究所といったしたい旨の発言がありました。つきましては本件に関連して原子核研究と原子力カ力問題について日本学術会議の原子力カ力問題に関する特別委員会の委員長をしておられる藤岡さんの御意見を承わりたいと存じます。よつて御出席をお願い申し上げますところ、御多用中にもかかわらず本委員会の要請に応じて御

出席を頂き、ここに御意見を拝聴させ、て頂く機会を得ましたことを深く御礼申し上げます。只今から藤岡さんの御意見を拝聴させて頂きます。

○参考人(藤岡由夫君) 私只今御紹介

に与かりました藤岡でございます。今日は委員長からいとも御鄭重な御挨拶を給わりまして大変恐縮に存じます。及ばずながら御趣旨に副いますように申し上げますが、なお申し上げ足

只今の御説明によりますと、原子核と存じております。

研究所設置に關連いたしまして原子力
の問題にもというようなお話と了解い

子核というのは学問的にそれ自身非常に研究しなければならぬものであります。電気は必ずしも電力として利用するばかりでなく、電気についての学問というのは非常に広汎な学問であります。ところが電気をエネルギー、動力といたしまして多量に使用するのは電力である。電力は電気の知識を必要といたしますけれども、電気ばかりでなくほかにもいろいろの知識を必要といたします。ダムも必要で、タービンも必要で、発電も必要である、いろ／＼ほかの工学的知識を必要といたします。原子力を利用いたしますには原子核の知識は最も必要でございますけれども、原子核の知識だけではいけない、いろ／＼の工学的方面の知識が必要である、それから原子炉建設と申しますのは、現にダムを造り、発電所を造る、そういう段階が原子炉建設という段階であります。従つて原子炉建設をするということになれば、そういうことをすることにいたしますし、それに対する基礎的な調査研究ということになりますと、或いは河を調査すること、もつと進んでは電気の知識を調査すること、いろ／＼入つて来る、そういうふうな考へるのであります。

そこで主な本日の問題は、原子核研究所の問題であると存じますので、原子核研究に關しますことを簡単に申し上げます。

原子核の研究と申しますと、物質を構成いたしております原子のその中央にあります原子核で、物質の基礎の構造を究めるところの、学問的に申せば自然科学の一番最先端奥深いところでありまして、この研究は先づ前世紀

の末にキューリー夫妻が放射能ラジウムなどを発見いたしました頃に始まるのでございまして、非常にこの方面の研究が盛んになりましたのは昭和七年頃からでございます。この頃から新しい発見が非常にたくさん現れて、学問上の最先端の問題として取上げられて研究が盛んになつたのでございます。最初のうちは全くこれは役に立たない純学術的な問題と考えられておつたのでありますけれども、今日になつて見ますと、この原子核の研究から原子力ということが生れたわけでございまして、学術的な研究で役立たないというふうなことをきめてしまふことの例をば、大間違ひであるといふことの例をば、と見せつけられたものでございまして、この方面の研究は昭和七年頃から始まりまして、翌年にサイクロトロンができ、非常に活発になつて参りましたけれども、実は大變お金のかかる研究なのであります。だん／＼とその金のかかる設備が必要になつて参りました。これをなしに何とか頭脳と腕だけで研究を進めたいというふうなことは、丁度竹槍でもつて戦車に立向うことができないかといふことでございまして、どうしても大きな設備をしなければ学問としては進むことができないのでございまして、それでこの主な発達はアメリカでございまして、サイクロトロンというふうなものもアメリカで建設され、相當の数が戦前できて参りました。戦前における日本のレベルを申しますと、亡くなつた仁科芳雄博士が日本のその方面の研究の中心でございまして、その当時の理科学研究所にサイクロトロンを二つこしらへ、そのうちの一つは

その当時アメリカが一番大きかつた二百トンの鉄を使ひましたものと同じものでございまして、そのほか京都大学、大阪大学、戦前は日本で四個のサイクロトロンがございました。これはアメリカを除きますのは、国々とは比べますと、そう／＼見劣りがするものではないのであります。日本のそういう方面の研究は先づ／＼相當であつたと云つても差支ないのかと思つたのであります。ところが戦争の最中アメリカのサイクロトロンは大抵原子爆弾の研究に転用されましたけれども、戦後非常な発達をいたしました。そうして只今二百トンの鉄を使うといふことを申しましたが、それに対して四千トン五千トンというふうな鉄を使ひます大きなものが四個も現にできております。更にシンクロトロンと申します大きな機械がアメリカには現に二個もできておりました。非常な大仕事な研究が行われておりました。アメリカでは原子力の研究が勿論原子爆弾と共に盛んでありますけれども、そういうふうなものも原子力と関連はいたしておりましたけれども、並行いたしました、そういう原子核の研究が行われております。なおヨーロッパの現状を見ますと、このうち、ヨーロッパの各國はやはり或る程度の原子核研究の装置を持つておりますけれども、アメリカが持ちますようなすばらしく大きなものは到底持てないもので十二カ国が集まりましたのをユネスコの肝入りで昨年設立に成功いたしました。ジュネーブにそれをおくことになりました。これはアメリカで現にありますが一番大きなシンクロトロンよりもつと大きなものであり

ますけれども、そのアメリカ以上のものを五年ほどの予定で建設に着手いたしております。全体で二千五百万ドルぐらいの金が集められるように聞いております。

こういうような各國の現状でございますが、日本では戦後そのときまでありましたサイクロトロンが不幸にして進駐軍の手によつて破壊されました。これはアメリカの學者も皆非常に遺憾としてゐるところなのであります。そのうち、原子核の研究というのは占領軍によつて禁止された形になつておりまして、そうでなくとも非常なお金のかかりますものを日本の財政として造ることは到底できなかったものであります。それで戦後集られた學者は多く理論物理學者のほうに集まりまして、湯川博士、朝永博士を始め、そういう方面の學者が非常なすばらしい業績を挙げたのであります。昨年は國際物理學會が開かれました、世界の頭脳と言われるような方がたくさん集まりましたが、それといふのも日本の理論物理學がすばらしい業績を挙げたからといふことは御承知の通りであります。ところが実験と研究のほうはそういうわけでは全然行われておりません。昨年あたりにから非常に小型なサイクロトロンが科学研究所、大阪大学、京都大学などで計画され、科学研究所では現に一つ動かし始めておりますけれども、これは昭和八年頃に最初できたのと同じ程度のもののでございまして、到底今日の進んだ學問を追いかけるには役立たぬものであります。こういう現状であります。が、學問といふのはやはりバランスがとれておりませんと、或ることだけが進んでも駄目で、理論物理が非常に進

みまして、その材料になります、理論的研究の材料になります。実験的なデータが全然日本では得られない。又どういふふうにして得られるか見ることができないといふふうな現状であります。やはり學問は健全な発達をいたしません。湯川博士などがアメリカに行かれたのもそういうふうな意味も相當あつたやうであります。いつもそのことは嘆いていられたのであります。こういうふうな現状であります。したので日本でも原子核研究を盛んにしたいといふことは考へておつたのでありますけれども、一昨年あたりからそろ／＼日本でも原子核の研究を、もう少し盛んにしてもよいのではないといふことが學者の間に話になりまして、最初は物理學者、殊にそういう原子核などに關係のあります物理學者の、全國の學者の代表者でございまして原子核特別委員會といふのが學術會議の中に附置されておりますけれども、そこでそういう希望が出ましたが、併し日本のような國ではそういう装置をたくさんこしらへるといふことはできませんので、できるだけ能率よく一カ所にこしらへまして、それを全國の學者が共同的に利用するやうな形にしたい。あたかもヨーロッパの各國が集まりまして一つの研究所を共同に利用する、そういう形にしたいといふのが日本の學者によつて得られた構想であります。そしてそれは全國の學者が集まつて使うのでありますから、その運営などに當りましては全國の學者の意見が十分に取入れられて最も正しい方向に使われるやうに、そこでこの大さき、お金のかかるのも、程度もいろ／＼ございま

と考えます。日本においてもそういう研究は是非しなければならぬ。日本としてそういうことの何もかも外国依存であつてはいけないのでありまして、独力で研究することは研究がすぐかなければならない。ただそれがすぐに工業上に今日利用されて、安い電力が供給されるかどうか、これは別問題であります。これは別問題でありますけれども、少くともその研究は始めなければいけません。そういうことには誰も恐らく異存はないのであります。併しながら原子力の研究には非常にいろいろのむずかしい問題が附随して参ります。日本人は戦争には、もうこりこり、殊に原子爆弾というのは、もう聞くだけで恐ろしい気がいたします。そこで日本で若し研究をするとしても、これが戦争に利用されるということが絶対にないようにはどうしたら保証ができるであらうか。又この原子力研究というのは、恐らく非常に金がかかりますから、原子核研究所でさえ全国一カ所というのでありますが、もつともつと金がかかることでもありますから、日本にどこかやるとしても一カ所しかできません。そうすればそれはどういふところにやらすがよろしいか、その研究の態勢をどうするか、まかり間違つてそのために統制であるとか、或いはその秘密の研究というようなことが行われるようになりますという、これは科学の健全な発達を阻害する。各国におきまして原子力法というようないろいろな原子力に關します法律が研究の問題とあります。それから又経済上の問題というもあり、そこで学術會議においてこの原子力のことが話題になりましたのが二年ほど前でございます。

けれども、これについてはなか／＼い
ろんな議論がございます。そこでこ
ういふうな形にして、今すぐ始めるべ
きであるという結論にはまだなつてい
なかつたのが実情でございます。とに
かく原子核研究のほうは、これは日進
月歩で、すぐに始めなければならぬ
ということを含めたのでございませう
けれども、原子力研究、これは一つの応
用の問題でありますので、これについ
てはできるだけ慎重に始める、技術的
な面から申しまして、その最も必要
な材料でありますウランニウム、それか
ら重水、これは普通の天然の水の中
にも五十分の一ほど含まれております
けれども、電気分解によつて濃くする
ものであります。これを今日日本で大量
にできるか、現に少量はこしらえてお
りますけれども、重水は戦争中アメリ
カでさえできなかった、アメリカはそ
の代りに石墨を使つたのでありますけ
れども、石墨も必要であります、それ
の純粋なものが日本ではあるか、技術
上の問題だけについて見ましても、今
すぐ原子炉を造るといふようなこと
は、到底日本の国力ではできない問題
であります。それやこれやですつと原
子力問題については慎重に考へて参り
まして、この二月二十七日に学術會議
といたしましては、原子力問題につい
て更に公聴会を開きました。いろ／＼
の学者の意見を聞いたのでございま
すけれども、やはり昨年あたりから見
ますと、皆の意見、それから世界の客
觀的情勢、これは例えば米ソの間に、或
いは原子力に関する協定ができるので
はないかといううな、そういう客觀
的情勢が變つて参りまして、いろ／＼
のことで余ほど皆の意見が積極的な

りました。昨年あたりに比べますと、
余ほど積極的になりました。それから
学術會議といたしましては、いろ／＼
慎重に審議いたしますに當つて、各国
の大公使に依頼をいたしまして、い
ろ／＼のその国で行われております研
究に関する情報を集め、そういうこと
を皆に紹介することをいたしました。こ
れは、又昨年國際理論物理学會議の
ときに來られたかた／＼の意見もさうい
うこと、いろ／＼積極的になりまして、
四月以降におきましては、恐らく原子
力問題について、もう少し積極的な踏
出しをするものと、私委員長として期
待いたしておつたのであります。丁度
その折、三月の二日に衆議院で三派の
修正案として原子力建設に関する助
成金というのか提出されたことを新聞
で知りました。それで学術會議のい
ろ／＼の會議を開くことも間に合いません
ので、私委員長の茅博士とも打合せ
して、今までの経過から見ますと、こ
れはまず原子核研究所を早く建設して
頂くことに、お金があるならば先ず力
を入れて頂きたい。今年文部省の提出
する算が削られましたときに、学者も非
常に不満でありました。不満でありま
したけれども、日本全体の財政という
ものから見て、又やむを得ないもの
と思つておつたのでありますけれども、
科学振興として若し予算が出るならば、
先ずそれに力を入れて頂きたい、こ
れに純粹な学術的な問題であります
けれども、この原子核の研究を作ります
ことは、これによつて原子力方面の研
究にも相當役に立ちます。技術的にお
いても非常に役に立ちます。人材にお
きまして、人材の養成をすることに
なります。そこで先ず廻して頂きた

い。原子力問題は今すぐに到底建設で
きるものでないから、まあさういう意
見を申述べたのでございませう。併し
その結果といたしまして原子力建設補助
金というものが原子力建設に関する基礎
的研究のまあ補助ということになり
ましたけれども、現在ではその三派の
案のままで國會を通つた形になつてお
ります。で、私どもの希望といたしま
しては、あくまでもその原子核研究所のほうに
先ず力を入れて頂くことを強く希望
いたします。併しその原子力の研究を始
めるといふことが、これがもう國民の
世論としてきまりましたならば、それ
をできるだけ有効に將來のためを思つ
て最も基礎的なところから間違ひのな
いような形で研究を始める、さうい
うことに十分に学術會議としては協力
して行きたい、さういふ考えを持つて
おります。

以上甚だまとまらない話でござい
ましたけれども、これで終ります。
○委員長(川村松助君) 藤岡さんに御
質疑のある方は御質疑を願います。
○高田なほ子君 ちよつとお尋ねを
いたしますが、文部省が今度原子核研
究所を建設するために建物に八千九百
万円、施設の一部の施設費として三
千万円、これの總体的な計画を尋ねま
したところが、大体七億の金で三年計
画で以て中型のシンクロ、サイクロ
トロンをここに造り上げて行くのだとい
う説明があつたわけですが、私も素人
でわかりませんが、雑誌やその他いろ
／＼の文獻を見ますと、外国ではかなり多額
の國費を以てこの原子核の研究が終
営されておるようでありまして、三
カ年計画七億の予算で、まあ科学者
としてかなり満足のできるというう
な原子核の研究というものができ
るか、その水準に達するのかわか
りかねます。これはいろ／＼の程度
がございまして、現在アメリカなり
ロツパに計画されておりますような
常な大きなものは到底それだけの
ものではございませんでございませ
う。併しその目的が同じ原子核研
究所と申しまして、先ほどもちよつ
と申上げたのでございませう。先
ほども、アメリカの大きなもの、
ロツパの大きなものは現在中間子、
湯川博士の発見によりまして中間子
を人工的に造つたり又なくなつたり、
又それがどう変化するか、或いは
將來その中間子の更に大きな、ま
あ陽子と申しますけれども、水素の
原子核でございませう。さういふ
うな消したりすることができるとい
うか、さういふうなところを狙つ
ておるのです。さういふ狙いは到底
これは達せられませんか。これは
もう背の屈かない者が高いものに
届こうと思つておるものでござい
せん。ところがさうでなく原子核の
構造の問題、この原子核の構造問
題、それはどう大きなエネルギーを
使わなくても、今計画されておる
程度で以てまだ十分に研究をする
余地があるんです。日本として原
子核の研究をしますには先ずそこ
にさういふ研究の余地があり、こ
れはまあやはり科学者としては非
常に重大な問題でありますから、そ
こを狙おうというのが主として日
本の学者の狙ひであると思つてお
るのです。大きなほうは狙ひた
くとも、例えば十億程度のものでは
ありません、このように予算がな

かずかしいのでございませうから、
これを百億程度となりますと到底日
本では現在建設することは不可能
だらう、学者としてもさう考へませ
う。そこで先ずできるところで狙
おうというのでございませう。で
すから、比較をすることは
ちよつとむずかしいと思ひます。
○高田なほ子君 それで問題は、
先ほど原子力の平和的な利用とい
うところまで論及されたと思つて
おるのですけれども、私はよくわか
りませんが、アイソトープは今アメリ
カから日本へ輸入して來て医学や
何かに使われておるのでしょうか、
又そのことはアイソトープそのもの
はやはり発展すれば原子力にまで
発展して行く問題じやないかと思
うのですけれども、さうだとすると
原子核研究所だけで終る問題では
なく、平和な國民の生活に寄与す
る方面まで発展して行くことすれ
ば、研究所だけの問題じやなくな
るのじやないかと思つておるの
ですけれども、先生はどういふ
ふうに……
○参事(藤岡由夫君) 原子核研
究所はこれは純粹に學術研究を
目的としております。それで特に
大學附置がよろしい、その程度
でございまして、學術として研究
いたしたい。従つて原子核研究所
でアイソトープを送つて、さうして
一般に供給する、さういふうな
ことは計画されておらないと存じ
ます。アイソトープを造るといふ
ことは今科學研究所のサイクロ
トロンでは考えられております
けれども、これはほかの大學では
必ずしも考えられておらない
のでございませう。さういふ
わけで、やはり目的によりまして
趣旨によりまして考えます場合
と考へない場合とがございませ
う。それからアイソ

トープを造らうとすれば原子炉にまで発展するのじやないかというお尋ねでございますが、それはその通りでございます。或るアイソトープを多量に造らうと思えばどうしても原子炉でなければならぬ。原子炉というものは、先ほど私は電力ということをして申し上げましたけれども、電力の元になりますのはほんの模範的研究でございしますが、将来大きな本場に工業上の発電所になるようなものを作るのはまだなか／＼のことです。これはイギリスにおいてもまだ五年後のことで、その基礎的な研究という意味でございしますが、併しその程度のもので同時にアイソトープを造るという点におきましては相当の役に立つだろうと思ひます。

○高田なほ子君 その基礎的な条件として私は予算の問題をちよつと伺いたいのですが、先頃アメリカの婦人の原子科学者がありますね、マリヤ・メイヤー夫人、あのマリヤ・メイヤー夫人が、新聞の論説の中にあつたのです、日本が初めて今度原子核研究ということを学者が声を大きくして一応予算をとつた、誠にこれは結構だ、結構だけれども、実際に純粋科学としてもあの予算がどういうふうな発展して行くかということとは随分研究されないうちからというのじやないかというのを書いて、ただ単にそれは教育予算としてたけででは足りないのじやないかというふうな表現でした。結局国の総合的な資源開発の費用とか或いは国防というふうなものとかマツチして予算が組まれなければ純粋科学としてもこれは立派な方向に発展しないのじやないか、又教育予算で原子核研究の費用を

組んだ場合にはかなり予算を食うから波状的に他の教育費に影響を及ぼすのではないか、だから総合的に予算を組まなければ科学者としても満足がいかないんじゃないかというふうな論調であつたと思うのですが、これに對して……

○参考人(藤岡由夫君) 実はメイヤー夫人の意見というの私も私うっかり聞き洩らしたのでございしますけれど、まあ学者は純粋にやはり学問的な研究ということを中心に考えます。その結果思いがけない発見が出て参ります、そうしてそれが実際に応用されることはまああることとございしますけれども、一應学者の気持としては純粋な研究という目標であつたのを考えたものと思ふのでございします。

それからそのほかのことと一緒になりました総合的な予算を組むというところ、これは実は大事なことでございしますけれども、然らば今の日本の予算の中で原子核の學術研究にどれだけの予算を割き得るかということの判断でございしますね、これがなかなかつかないのじやないかと。或いはほかのものをも少し削つてこちらに持つて来るのじやないかと。それから、その判断もなか／＼つきませんので、今度の原子核研究所の場合には先ずそのくらいならばいいのじやないかと申しますのは、一般の学者みんなの非常に期待しておりますのに科学研究費というのがございします。これが大体年額八億でございします。それが皆殖えることを非常に一般の学者は期待してゐるものでありますけれども、なか／＼殖えないうちからというものが削られると

か或いは文部省の大学の講座研究費というふうなものが削られる、そういうふうなことであつては困りますけれども、そういうふうなものに圧迫を加えない程度においてその三カ年計画で十億近くならば、先ず／＼影響はないだろうというのが根據だと思ふのでございします。これが若し五十億、百億となりますと、必ずや文教予算の中ではかなり圧迫を加えるだろうということとございします。

○高田なほ子君 ちよつと、私ばかり質問しては悪いから、じや又あとでお尋ねしますが、たゞもう一つ伺つて置きたいことは、こういうことが非常に私、心配なんです。つまり今度原子核研究所ができる、それから外国人も指摘するように、日本の原子核研究所が本場に立派な、まあ科学者の殿堂と申しますか、そのことをやるためには、科学振興費というものをやはり日本でも随分考えなければならぬというふうな意見も、まあ外国人の意見のなかにあるように思ひますが、これと同時に心配になることは、これは防衛庁設置法というものが今度できたわけなんです。その防衛庁設置法の法律案の中には幕僚長會議というものがあつて、その軍事科学の研究というのについていろいろ／＼な企画もやるわけなんです。それに伴つて技術庁設置といういう技術研究所を設け、或いはその技術研究をやるということが法律の中に見えてゐる。当然今度の世界戦争の構想はやはり原子力という問題になつて来れば、国防という問題と原子力という問題は切つては切れない問題だし、又科学技術を研究するということが

になつて来れば軍事上の、結局、原子力の研究ということになれば、国立原子核研究所とそれからいわゆる国防を本としたところの科学研究というものがぶつちかれて、そうして国はどんな予算は組むけれども、本来の科学者の目的である原子核ということよりは更に歩み出して、国防のための科学研究という方向に行くのではないかと。こういうことを私、非常に心配してゐる。まあ學術會議としてお考えになつたらどうかと思ひますけれども、幸か不幸か知りませんが、アメリカの原子力法という法律を見ますと、いろいろな平和生産や日常の生活水準、それから公共の福祉のために原子力を使わなければならぬのじやないかと、その本来の目的はアメリカの国防にそれは從属するというのが法律の第一條に見えてゐる。このことは私は日本の原子力を研究なさうとする科学者の、本場の純粋な科学者としての気持だ。現在日本の置かれてゐる国防というものと、それに繋がる原子力の研究というものと、それが総合されて戦争の方向に持つて行かれないかというのを私非常に心配するのです。で、學術會議あたりでどういふことをこういう問題についてお話しになつたか、又これに對する藤岡先生の御見解などを承りたい。

○参考人(藤岡由夫君) 私は今の日本のこの現在の憲法の下におきます現状におきまして、恐らくはすべての学者は、と言ひたいのじやないかと。原子力は戦争目的のために使われることを好まれませんのでございします。そうして、先ほど初めに申しましたように、原子力問題についてはなか／＼

むずかしいことがある。ということ、それは戦争目的に使われることを防ぐにはどうしたらよろしいか、そういうふうなところはなか／＼むずかしい問題であるということも議論がなかなかまとまらないゆゑんであると思ふのでございします。

○相馬助治君 昭和二十八年の五月六日付で、日本學術會議会長の亀山さんのお名前、原子核研究所の設立についての要請書が内閣總理大臣に出されておりました、その文面を私たちがよく読んでみますと、これと結果生れて来た今般の原子核研究所の構想、それから予算の面についてはちよつとお触れになつたようですが、構想並びにこれができて行く過程においての種種な問題、種々なる問題と申しますのは、學術會議の意思を離れて文部省にこの問題が移されてからは、国立研究所協議會というところで研究したやうに聞いておりますが、それらのことをひつくるめてこの學術會議が意圖したもの、期待したものに真に見合う今度の原子核研究所ですか。それとも又いろいろの面について不満の点を内蔵したものでしょうか。それらについて承りたいと思ひます。

○参考人(藤岡由夫君) お答えいたします。この点は私は十分に學術會議の意思に副うものと考えます。で、その文部省の研究所協議會で議せられましていろいろの案ができましたときに、これを學術會議の下部機構であります原子核特別委員會、或いは原子核の方面の日本中の研究所の、又別に団体もございしますが、その一々検討をいたしまして、そうしていろいろ意見を述べまし

たと思ひます。この点は私は十分に學術會議の意思に副うものと考えます。で、その文部省の研究所協議會で議せられましていろいろの案ができましたときに、これを學術會議の下部機構であります原子核特別委員會、或いは原子核の方面の日本中の研究所の、又別に団体もございしますが、その一々検討をいたしまして、そうしていろいろ意見を述べまし

たと思ひます。この点は私は十分に學術會議の意思に副うものと考えます。で、その文部省の研究所協議會で議せられましていろいろの案ができましたときに、これを學術會議の下部機構であります原子核特別委員會、或いは原子核の方面の日本中の研究所の、又別に団体もございしますが、その一々検討をいたしまして、そうしていろいろ意見を述べまし

て、その意見は協議会の委員でありましたところの私どもを通じてその協議会にも反映いたしております。

それから、結論といたしまして、東大に附置されるということになりまして、から原子核の学者の代表、まあ朝永教授たちでございませうけれども、東大の当局者とも話し合ひをいたしまして、十分にその学者の意見を以て、そうして東大に附置されるという結論になつておりますので、私はその点におきましては学術会議の意思が十分に反映された計画であると考えます。

○相馬助治君 ちよつと細かいことですが、その東大に附置されるということがきまり、そうしてその運営については共同研究という意味から他の学校に属する学者、先生たちの意見も徴されるというこの仕組みに対して、巷間伝えられるところによれば、東大自身がそのような運営の方法は大学の自治に反する憂いがあると、こういう意見が聞かれたやに聞いておるのでございますが、事実でございませうか。

○参考人(藤岡由夫君) これはそういうような議論がいろいろ行われましたのは事実でございませう。その結論といたしましては、みな納得いたしました。そこはなか／＼むずかしい問題でございまして、全国の学者の意見を聞くに申しまして、大学の中にも大学の意見というものがあつて、従つてこれを大学の中の規則として外部の人の意見を聞くというふうなことはできない。併し実際はこういうふうな運営されるものだという話し合ひが十分につきまして、その意見は満足されているものと申してよろしいと存じます。ただその間そういう議論のありましたことは事

実であります。

○相馬助治君 一つの新しい行き方の共同研究所で、将来この種のものがたくさん例として出て来ると考えたものですから、さうなることをちよつとお尋ねしたわけなんです。

そこでもう一つ論を進めてお尋ねしたいと思いますが、実は当院の予算委員会が先般来この原子核予算並びに原子炉に関する予算に連関して質疑が行われました。そのときに通産大臣並びに科学技術庁の何とおつしやいましたか博士のはうの御意見では、当初は原子核研究所と関連なく原子力について原子炉設置の方向に進んで行くんだという意味合いの発言であつたように考へたのですが、だん／＼論が進展していつた過程において最終的には通産大臣の言明として原子核研究所とも十分連関をして原子炉に関する予算を効率的に使用したい、かように存じますと、こういうまあ誠に妥協的な政府の見解に到達しておるのです。そこでお尋ねしたいのですが、今までこの原子核の予算に關して先生方に何か政府が意見を徴されたことがあるかどうか。新聞で承知しているところによれば、あの予算が飛出して来るまではなかつたやうであります。極く最近のことでも結構です。予算を効率的に使用の意味で原子核のほうと原子炉のほうと一つ共同に、こういう点ではどういふふうなやつてもらいたいというふうな積極的な期待を含めた諮問乃至は参考意見を聞くというふうなことが政府当局から行われているかどうか、先生の知つての限りで結構でございませうので述べて頂くと同時に、これに關する希望等もございしたら、やはりこの際御

指導頂きたいと思ひます。

○参考人(藤岡由夫君) 公式には、公けには学術会議にまだ話し合ひはございせん。これは当然やはり予算がきまりますと、そうすると政府としてはその執行の責任上学術会議に諮問するといふこともできませうけれども、まだ審議の段階でございませうから公式にはお話し合ひは当然かと思ひますのでございませう。併し私的には担当者として私ども学者側のものであり／＼話をいたしてあります。それで大体においてどういふふうな方針で進まなければならぬかといふことを、まあ個人的には友人の仲間でございますから話はいたしてあります。これは余り私差出がましく申しますことは又ちよつとどうかと存じますので、ほんの私のただ希望的な意見だけを申しますと、この原子炉予算、これはまあ二億になりますか、何億になりますか、とにかく或る程度は出ると思ひます。それをどのやうに使うかといふことはこれは無駄なく使うといふことはなか／＼むずかしい問題でございませうので、十分な審議をいたしますための審議會を作りまして、そこで以て将来の方針を考えまして、どういふふうに使ふかといふことをよく審議の上で使うやうにして頂きたいと思ひます。

○相馬助治君 最後に一点だけ伺いたしたいと思います。先ほど同僚高田委員もちよつと触れられたことなんです。が、この原子力の研究に連関して、これが平和的な、生産的な面にのみ使われることを学者のかた／＼が希望するといふ御意見等を新聞等で拝見し、只今先生からもお示しを頂いたので非常に心

強い限りでございませうが、現実に昭和二十八年十一月十四日に木村保安庁長官はこういうことを申しております。

「我が国の防衛は当然海と空とに重点が置かれる。そのためには先ず科学技術の充実が必要だ。私の考へておる科学技術の統一機関は、差当り現在の保安庁技研を拡充することだが、将来は研究の重点に副い、無電誘導弾、原子力の研究なども行ふ総合的な自衛科学研究所にしたい。」

「このいふ言葉を以て大見得を切つておるのであります。そこで先生がたの善意にかかわらず、一部にさういふ考へ方があるとするならば、何かそれに見合う、原子力憲章といふやうなことも聞いておりますが、それに見合う何か必要とするものと、それに見合うものは何かといふと、いわゆる我々の可能なのは立法措置であるのでございませうが、これを学術的な立場から、学者の先生がたが予防的措置として、どのようなことを具體的に今日問題として考へておられるのか、若しおありとするならば、是非共一つお視らし願ひたい、さうして御指導をお願いしたい。又立法府に望むことがございませうならば、先生の私見で結構でございませうから、この際一つ御指導を給ひたいと思ひます。

○参考人(藤岡由夫君) 誠に御尤もな、又私どもの言いたくで言ひ得ないところを御指摘下さいました御質問だと思ひまして、非常に感激いたしております。私どもは飽くまでも原子力と云ふ問題は平和的目的にのみ利用せられることを衷心から希望しておるのでございませう。それに対して只今、然らば如何にさういふことを実現するかといふことでございませうが、先ず今日の

段階におきましては、すでにあの予算が通つたとしております場合に、私はこの間改進黨の原子核予算の説明というものをちよつと或る所で拝見いたしました、その中にやはりさういふことが謳われております。平和利用にのみ云々といふことが、四か条ほど非常に立派なことが謳われております。この際でございませうから、ああいう意味のことを、例えば附帯決議のような形で決議して頂きましたならば、私は非常に心強いと思ひます。将来は必ずさういふことに關します。今お話し合ひの立法的措置をお願いしたいのでございませう。我々学術会議といたしましては、さういふことを調査いたしまして材料を出すといふことも我々の責任の一つかと考へますけれども、これは学者は到底無力なものでございませうから、是非皆方でさういふことはよく将来は立法的措置その他をお考へ願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 私と同じやうな点で伺いたしたいのですが、最近まぐろ水爆といわれる、ああいうことですが、日本人は非常に原子力に關して恐怖感を持つておると思ひます。それで私も国会議員といふものは常に学術会議の内容などに對して非常に無関心といつては相済みないのですが、實際のところは知識を持つていない、学術會議にいてどういふことが論議されておるか、国会議員は實際は知らない。そこで私は伺いたしたいのですが、原子力の問題や原子核の問題が学術會議で取上げられたときに、先ほど先生の話しよりますと、もう全員一致して原子核の研究には賛成したといふやうなお話でしたのですが、若し反対を述べたかたが

若し反対を述べたかたがあつたら、どういふ立場でその反対意見を出されたか。それから原子力の研究に関して全員賛成であつたのか、反対者があつたのか、反対者があつたらどういふ立場で反対したのか、それから先ほども同僚相馬君の発言の中にあつたように、要するに木村保安庁長官が言つておられるのは、原子力を含んだ戦力だといふことをたび／＼繰返えされておられる。それじや戦力を日本は将来持たないかといふと持つといふことはこれは明らかになつておられる。それで、日本が戦力を持つたときには必ず原子力といふものがその中に含まれるといふことは事実です。ですから、学者の先生たちが如何に平和を愛し良心的に努力なすつても若しも、原子の研究がなされて行くならば将来必ず戦力としてそれが利用され、そこに持込まれてしまふといふことは、これは実に宿命のやうな感じがするわけですから。そこで私も今日原子核の研究、原子力の研究をすることが、今日平和憲法を持ちながら、憲法の改革すらも問題になつており、そして自衛力といふ名の下に戦力が増強されておられる状態の下で、日本が今日原子核の研究を始めることが適切であるか、又原子力の研究を進めることが適切であるか、そういう点一つ伺いたいと思ひます。

○参考人(藤岡由夫君) 只今のお話を三つに分けてお伺ひいたしましたのでございます。原子核研究所設立についてどういふ反対意見があつたか、原子力問題についてどういふ意見があつたか。それから将来軍事科学に転化されるということが宿命的なものと考えられるかどうか、そういう三つのことになると存ずるのでございますが、第一に原子核研究所の設置のことが論ぜられましたときに、反対といふほどの強い反対はございませんでしたけれども、意見として述べられましたことは、これがほかの科学を圧迫したくないか、つまりこのほうに相当巨額の金が行くために、ほかになだすべきことができなくなつたか、活潑でございませうから、そういうことを申出されなければならぬ、重要な部門がありはしないか、これは十分に検討しなければならぬ、そういう意味でいふ／＼検討いたしましたけれども、とにかくまあ賛成を言へばきりがありませうけれども、現在大学、研究所その他におきまして、ほかの科学は現在与えられまして一般の経費でもつて或る程度のことではやつて行ける。原子核の問題だけは、如何にしてもこれは機械がなければ問題にならない。そういう意味においては、これは先ほどの望遠鏡であります、これは機械がなければどうすることもできません。そういう意味でこれを取上げると、そしてほかの科学を圧迫することはないといふことも、先ずこの程度の金ならば、ほかの予算を削つてこちらに廻すといふことはないだらう、そういうことではございません。

なお一つその以前に原子力問題がすでに論ぜられておりました、そしてこの原子力問題は、また日本で今研究を始めるべしという結論を得ておらなかつた議論の最中ではございます。そういうときでありますから、原子核の研究といふ仮面をかぶつて、実は原子力の研究を始めるのではないかという疑い

を抱かれたかたはあります。これに對しましては、私も絶対にはどうではない、これは純粹に學術的研究を狙ひにしておるのである、そういうことをよく説明いたしまして御了承を得たのであります。従つて今日におきましても、原子力の研究に金が出るのを原子核研究所のほうに適當に廻せばいいじやないかといふ御意見もあるものでございませうけれども、その点は原子核学者はなか／＼ビュリタンでございまして、これは初めからの約束もあり、純粹學問の研究においてこの研究所をやするならば、原子力の応用といふやうなことをやるならば、別の機関でやつて欲しい、そういう希望を學者としては持つております。

それから原子力問題についてどういふ反対意見が出ましたかと申しますと、やはり何と申しましても、戦力、兵器として使われる心配がないかといふことでございませう。これは日本のよくな現在の技術におきまして、数百億くらいの金を注ぎ込みまして、原子爆弾はそう／＼できるものではないといふことを誰も知つております。知つておりますけれども、それにもかかわらずやはりそういう心配があるのでございませう。それを申します人たちは、例えば日本でそういう研究を始めておると、外国との何らかの関連におきまして、或いは學者が動員されることがありはしないか、或いは外国からものを持つて来て日本で何かをすることがありはしないか、いろ／＼そういう意味における心配をするかたが現にありませう。學者は余りにも神経質であるといふかたもございませうけれども、とにかく広島、長崎の洗礼を受けた日本人が、そういう問題について非常に敏感なのは、私はやむを得ないのではないと思ひます。そういう兵器といふのも、何も日本の予算で、日本の金で爆弾を造るといふことではなく、何かそれに関連したくないか、従つて先ほどお尋ねもありましたように、それを防ぐにはどういふ立法的措置をとつたらいいか、いろ／＼そういうふうな意味において心配があります。

それから兵器といふことを離れまして、多くの研究者を動員するといふ結果になつて、戦争中になりましたやうに科学の統制といふやうなことが起りはしないか。

それから秘密研究がいろ／＼起りますといふと、これは科学の健全な発達をさせるものではない、戦争の最中には、陸軍は陸軍で秘密研究をし、海軍は海軍で秘密研究をした、これはお互いに話合ひをしなければならぬ、互に解決するやうな問題が、お互に秘密を守るために、科学はなか／＼発達しない、そういうやうな健全な科学の発達を願うならば、秘密は持ちたくない、いろ／＼又そういうことがございまして、要するに、そういうことがございまして、だげ氣を付けて行かなければならぬ、どうするかといふことについて意見がまとまらなかつたのでございませう。中には只今もお話のように、日本においてはその研究を始めれば、必ずやこれはどこかの戦力に結び付く、そういうことをとつて動かないかたもございませう。ですから、どんなことがあろうとも、原子力の研究をしてはならぬといふ御意見のかたもあります、これは極く少数でございませうけれども、でありますから、意見としてはいろいろございませう。

○藤岡五郎君 私もやはり科學者と似た心配を持つておる一員であるわけなんです。それで今日の國際情勢、今日の日本の置かれてゐる状態で、日本の科學者が原子力の研究を始めるといふことには、大きな國民的不安と、それから大きな危険が附随してゐる。如何にしてこの危険を排除できるかといふことだと思ふのです。この危険を排除されるなら、私たちが原子力の研究に賛成してもよろしいのです。先ほど皆さんがおつしやつたやうに、これが平和的ないろ／＼な力として利用されることは考へて行かなければならぬ、それは私たちも同感であります、現在において、そして今日の日本の政治のあり方において、そういうことが今日なされるのが果して正しいのだらうか。これはそれをやめる、まだ早見からそれをやるべきでないといふ意見は、科學者にとつては非常に重要な意見であるかも知れません。併し今日の世界の平和とか日本人の立場から考へて、そういう危険が附随するといふことはよく考へて行かなければならぬことじやないか、そういうふうに私は考へておるわけでございます。

それから一点伺つておきたいのは、先日の文部委員会におきまして、文部政務次官からの発言で私はわかつたのであります、昨年アメリカから日本に對して原子力の講習會を開催するから日本も参加しないかといふ呼びかけがあつた。それで學術會議に誰か適當な人を派遣したらどうかといふ話をした、ところが學術會議としては何ら積極的な意見の開陳がなかつた。それで湯川博士にその内容を伺つたら、湯川

博士もその中に原子力潜水艦の參觀をさせるというような項目があることによつて、或いは誤解を招く虞れもあるのじやないだろうかというようなことで、湯川博士も余り積極的な御意見もなく、そうして學術會議に尋ねて下さいという湯川さんの話で學術會議に諮問した。ところが學術會議からは何ら意見の開陳がなかつたのですが、折角のことだつたので、当時ニューヨークに滞在しておつたところの旭硝子の何とかという重役がそこいらでその人に出席してもらつた、そういう御答弁だつた。それで私はそれではその旭硝子の重役から文部省としてその講習会の報告を受かたかと思つたところがまだ受けていないと、私もその講習会の報告を讀んで文部次官から私はその報告を委員會として頂く約束をこの間したのでありますが、その間の事情を、若しも學術會議としてそれに對して積極的な意見を述べなかつたとするならば、どういう立場で述べなかつたのか、その講習会がやはり危険だという観点に立たれて學術會議がそれを拒否なすつたのか、その点の事情を伺つておきたいと思ひます。

○参考人(藤岡由夫君) 私只今正確な材料を持つておりませんので、或いはその日付などで多少間違ひがあるかも知れませんが、その話はアメリカのニューヨークでございましたか、原子に關します或る講習会と申しますか、講演會が三日ほどに互つて行われる、そういうことは存じております。その際これに外務省でしたか、この學術會議が通知を受けましたときには、もうすでにその始まります二週間ほど前にその話を初めて聞いたのでございま

す。それで人を日本から送るといふことはどうすることもできないような状態の下においてその通知を受けたと存じます。そこでそのときに旭硝子の山本英雄博士、これは研究所の副所長でございまして、理論物理学の出身のかたでございまして、そういうことについては非常によくわかるかたがたまたまニューヨークに在留されますので、そのかたに出てもらつたらどうかというこの意見でございまして、學術會議としてはそれが結構であるという御返事をしたので、意見を申して、その人を送るにはもう事実上送れないやうな非常に差迫つた時期で初めて知つたのでございまして。これが私の記憶でございますけれども、幸いにこちらに稲田文部省の局長がおいでになりますので、私以上に或いは正確なことを御存じではないかと思ひるのでございまして。

○須藤五郎君 もう一点でございまして、それは後の文部委員會でいろいろ伺つておきたいと思ひます。もう一点伺つておきたいのは、これから始めようとしておられるところの原子核の研究所ですか、その施設及び研究の過程において、これは純然たる日本の學者のみにおいてなさるのか、國際的な關連を以て、又アメリカの助言、援助を受けてなさるのか、その点をはつきり伺つておきたいと思ひます。

○参考人(藤岡由夫君) この原子核研究所のほうは全く日本人の學者の獨断でございまして。こういうものを作ろうというところにつきましても何らの助言を得た試しもございせん。

それから研究の設備を作りますのも、全部日本の中において行われますものを、注文してできる考えであります。

す。核の研究所、力ではございせん、核の研究でございまして。これは學術會議のほうで……。ただ私としてここで特に声を大きくしたいことは、初年度には建物とそれから大きな設備費でございまして、人件費が一文もないのでございまして。でございまして誰がこの計画をして誰が設計をするか、それも余くない。従つて三年計画といふことなんでもございまして、如何せんこれは無理なんでもございましてけれども、これはやはり學術上の問題でございまして、これは余りくずくずしてはいけないうのでございまして、一日も早く完成することがいふ意味から必要なのでございまして。そういうことを申しておきます。

○須藤五郎君 もう一点、疑問が起つて来たんですが、私もそういうことで一つの疑問を持つてゐる。若しも今後アメリカから資材の援助、技術の援助、そういうことを持込まれたとき、日本の學術會議としての態度はどういう態度をとられますか。それを飽くまで拒否して、日本独自の力で原子核、原子力の研究をして行くという態度を飽くまでそれを堅持なさるのか、それとも今のうちに日本には予算もない、人件費もない状態で、それに対してアメリカの援助の申出があつた場合、外國から援助の申出があつた場合、それを受けるのか、受けないで飽くまでもやるのか、その態度を承わりたい。

○参考人(藤岡由夫君) これはなかなかむづかしい御質問でございまして、私ももうそういう場合を余り考えたこととはございせんけれども、平素話合ひをしておりますことを元といたしまして私の今の氣持を申し上げますという

と、これが純然たる商取引、商業上の取引であるならば資材などもアメリカ、外國から買ふ必要が必ずやあると思うのであります。例えば原子炉製造の問題につきましても、日本でウランが果してあるかないか、これは恐らくそうはございせんし、仮にあつたといつたしましても、それをとるのは大変なお金がかかる、そういうような場合にはむしろ輸入したほうがよいであらうというときに、商業上の取引としてならばこれは恐らく誰も異存がないと思ひます。ただそれからその他のいろいろの援助でございまして、これが學者としての好意的な援助ならこれは又全く何も言うことはないでございまして、ただ何か条件がありまして、そうして秘密条件その他の条件があるようなことであつたならば恐らく學者はこれを受けないであらうと私は考えます。

○須藤五郎君 MSA条項の中に學術上の問題もやはり含まれておるわけなんです、交換とか指導という面が含まれておる。ですから日本に原子核の研究所、原子力の研究所ができるならば必ずMSAの条項を盾にとつてアメリカからそういうものを押付けて来るというこれは明らかだと思ひます。そういう危険がもうすでにそこにあります。そういうことを學者諸君がよく弁えて、それにどういう対処を持つていらつしやるか、どういふ心構えでいらつしやるかという点を私は伺つておきたいと思ひます。

○参考人(藤岡由夫君) この問題について、実は私も不敏でございまして、そのMSAのことその他十分よく研究しておりますのでわかりませんので

ございましてけれども、とにかく學者がそういうことについて心配を持つておることは事實なんでもございまして。そこで如何にして心配ないやうな形にするか、それをよく研究してというその矢先に問題が起つたのでございまして、甚だ申訳ないわけでもございまして、そういう十分のことをまだ研究いたしておりません。こういうふうになりました以上は、これを立法院にお願ひいたしまして、そういう心配をできるだけ除くにはどうしたらよろしいかというのを今後の問題としてできるだけ敏速に研究して行きたいと思ひます。

○須藤五郎君 私たち立法院におる一員としてその点十分注意してそういう危険のないやうに、若しも危険があるならば原子核の研究施設も私たちが日本に平和のために、日本民族として破壊を防ぐためには、原子核の研究が如何に重要であるといふこともこれを拒否しなければならぬと私はやはり考えます、政治家としてですね。原子核の研究が始まるならば、そういう危険のないやうに万全の策を講じなければならぬ、そういうふうには思ひます。と同時に學者の先生諸君にもどうぞ日本の平和のために民族を滅亡から救うために、そういう危険が生じた場合は毅然たる態度でその研究を放棄して破壊する、必ず戦力に利用されないといふことを心構えとして私は守つて行つて頂きたいといふことを最後にお願ひいたしまして私の質問を終ります。

○田中啓一君 一人の委員としておつしやることには何でも私は異議はございせんけれども、私は須藤君とは全然立場の違つた考えでおるのでありま

す。従つてそれは委員会全体の希望であるというふうに誤解なさらんように一つ先ずお願いいたします。

○須藤五郎君 勿論私は委員会全体として発言しておりません。私個人の発言であります。どうぞ誤解のないように、冷静にどうぞ。

○田中啓一君 それで今度できます原子核の研究所、その設備というものは日本ですべてできますというお話で大変私心強く実は感じたのでありまして、それを実はお伺いしようと思つたのです。そこで実はこれらの問題につきましてはイロハから教わらんとするつきり知識がないものですからお伺いするのであります。先ほど先生はサイクロトロンを付けるんだというようなお話でございました。それから今アメリカなり或いは欧州各国が共同で作る施設というものはシンクロトロンのいうのでございませうね、まあおぼろげながらその大きなほうのやつは中間子の研究まで入れるのだということはおぼろげながらわかりましてございませうが、今のサイクロトロンのほうでありますと、三

カ年で作るつもりでおるのだというお話、ただ初年度は人件費も出さんという話、誠に小さな予算で困つておるということ、誠にそれは私も同感であります。なぜ一体そんなに予算を小さく削つたか私にはわからなくらいなんです。ありますが、それは金さえ出せば何も三カ年でもかからなければできないものではないのでございませうか。

○参考人(藤岡由夫君) 私は非常に細かいところまでそれにお答えできませんのでございませうけれども、やはり或る程度の時期は必要だと存じます。つまり設計をいたします。それからいろいろ

ろの機械をこしらえるのでございませうから、それで大体三カ年というのには恐らく最小だろうと思ひます。で、むしろそれよりも延びる心配のほうがこれは多分にある。

○田中啓一君 そうしますと、これはどうしてもぐんぐん研究を進め願わなさいいかんのでありますから、次には今のシンクロトロンのいうようなことも考えなさいならず、これも思い付いてからやはりこれは大きいから余計年数がかかるということになりまして、それからこれについても、まあ今のいろいろ諸資料の価格でどれくらいかかるものか、又その、要するに資料機具といふようなものは大体は日本であるのかどうでありますか、そこを一つお伺いしたい。

○参考人(藤岡由夫君) 恐らくは最後の、そういう資料が日本であるのかといふことでございませうが、大体は私は日本のメーカーでできるのではないかと考えております。ただ或いはこれもどの程度日本にあるかといふことになりまして、例えばニッケルは日本で造らなかつたので実は原料を輸入しておるということもございませう。私がここで日本であるかと申しましたのは、日本のメーカーにその製作ができるという意味で先ほど申したのでございませうけれども、どのくらいの期間がかかるかといふことでございませうけれども、これはアメリカその他の国を見ましても、やはり相当の時間のかかるものであると考へます。アメリカの昨年運輸を始めました一番大きなシンクロトロンのでも恐らくは五年ぐらいはかかるかと思ひます。ヨーロッパの研究の計画がやはり最初四年とあ

二年、五、六年の計画で完成するようになつていきますので、少くともそれ以上の時間がかかると思ひます。

○田中啓一君 あのヨーロッパの共同研究所については、私は日本へも勧誘状が来ておるやうに聞いておるのであります。まああうところへ共同加入して研究をするというようなことは如何なものでありませうか。

○参考人(藤岡由夫君) これは私の若し記憶に間違いのないならば、最初金を出し合いますときには、日本には勧誘状は来ていなかったのではないかと思ひます。これはヨーロッパの各国が十カ国ばかり集まりまして、イギリスは最後まで加入いたしませんでした。最後になつてやはり加入いたしましたけれども、併し昨年恐らくこれの長でありませう、ユネスコのオージェという先生が昨年日本に参りました。そのときに話によりまして、将来これを利用するのは世界中の各国に開放したい。そういうことを申しておりました。多分そういう望みはあるのだと思ひます。多分そういう望みはあるのだと思ひます。多分そういう望みはあるのだと思ひます。多分そういう望みはあるのだと思ひます。

○田中啓一君 それから非常に予算のことを御心配になつておるのであります

すが、私は少し見方が違ひますので、今電力の開発だけでも国の予算というものは、或いは国の財政としますと、もう大きなものではございませうけれども、総合的に民間投資のものも合せて考えれば千億以上毎年使うという勢いで進んでおるわけなんです。これまでに人類と申しますか、各国と申しますかこれだけ進歩をし、従つて人間の生活といふものもよくなりましたといふものに、まあ學術、技術或いはそれが生産に應用されてこれだけの力が出たんだと、こう思うのであります。もう石油や石油といふものは大分先が心細くなつておりますし、電気といふものもすでに限度が来そうに、少くとも先が見えた話になりつつあるといふことでありまして、更にこの上人類が發展して来るといふことになりませうれば、どうして私はこの強大な力を持つた原子力といふものが産業に應用されなければ、大きなこれまで石油、電気のために進んだような進み方はできないであらう。実に私は重大な意味があると思ひます。

そこでそういう原子力でありませうから、どんぐり研究をされたらよろしいので、するうには設備が足らんとどんでんおつしやればよろしい。それがどこに使われるのだ、ここに使われるのだといつて非常に議論をしていらつしやるようでありますけれども、そして又私は平和的産業にこれがもう全部流れたむように世界中に行けばそれに越したことは無難ないと思つております。が、どの国もいへばなことに、かく使う。一部を平和産業に共同して使おうじやないかといつてもまだ一向相談はまとまりそうもないといふよう

な状態なんです、而も、もう日本は秘密なしにあけつ放しで一つぐんぐん出て行こうじやないかといふ御決心なら、何もほかのことを御心配なさらんでも私は進めるのじやないかといふふううに考へるのであります。ただこれが軍事に使われて、非常に人類に被害をもたすようなことはいやだといふお氣持は実によくわかります。我々もいやなんです。でありますけれども、如何にせん世界の現状といふものはそういうものなんだ、併しこちらは研究をやらなければ、今に一億になろうといふ日本の人口は立往生してしまふ。それではやつぱり日本民族の繁榮は心細いのであります。どうぞもつと声を大にして研究を進めたいものだといふことを私は學者、技術家としては強力に叫んで頂きたい。

今私はなぜ資料のことをお伺ひしたかといふと、今苦しんでいるのは輸出のバランスが合わないの致命傷で苦しんでいる。それからまあ下手にやるとインフレになるから苦しんでおるわけなんです。何も日本であるものを日本で使う分には、それにはそう大きな障害を来すようなことはないと思ひます。それが先ほどもお話になつたやうに、思い切つた大きなものをお作りになつても百億くらいものじやないかと思ひます。今電源開発の資金計画をお話になりましてけれども、それと比較して申上げたわけですが、でありますから、何やら私はこう変なことに利用されちやつまらんからといふことに余りに心遣ひが過ぎるのじやないかといふ氣が実はいたしますので、そこらのところの大先生がたの御見識を一つ伺ひたいと思ひます。

○相馬助治君 議事進行に關して、今の田中さんの質問、勿論質問も結構ですが、前段の御意見のところ、他の委員の質問に連関して触れられたことだとは思いますが、この当委員会としては原子核研究所に反対だとか何とかいうような意見を毛頭持つていないので、そういう意味で態度が如何なものかというふうなことを藤岡先生に私たちがお尋ねして参つたのであつて、私は藤岡先生はこういうものを他に利用されとか、何とかいうのは、委員が質問したからそれに対してそういう危険もあり得るとおつしやつたのだ、こういうふうな同つて参つたわけだ、そういう意見ですね、先生の意見なり、こつちの意見というののちほど、これが終つてからでも雑談の時間が先生にあつたら教えて頂くように、今差當つてこの事態についての質疑を進めるようにお願いしたいと思ひます。(異議なしと呼ぶ者あり)

○田中啓一君 それじや私も議事進行で発言したいのですが、私以外のかたはことごとくこれが平和産業のみに使われるようにおつしやる、それに対する考えはどうだ、こういうお聞きようになつておる、誰が聞いたつてそう聞える。(その通り聞いています)と呼ぶ者あり) 私はそういうふうと思ひながら、なぜ先生がたはそこを非常に気になさるのか、率直に一つ教えを請いたいと、こう私は質問したわけですから、そういうことなんです。

○参考人(藤岡由夫君) 実にこれもむずかしい問題でございます、やはり學術會議の會員二百十名おりますと、一人々々皆意見が違ふのであります。先ほどからどういふ点に反対があつた

かというお尋ねでございます、それから、反対の意見のあつたことを申し上げましたけれども、又逆に是非日本はやらなければならぬというのを主張されるかたもあるものであります。広島の大

学のかたで自分は広島で原爆に遭つた、であるからこの原子力の研究は米ソ緊張の解けるまで絶対にしてはならないとおつしやるかたもあります。それから同じ広島のかたで広島に自分はおつて原爆に遭つた、このときに、もう少し原子爆弾についての知識を私が持つておつたならばあれほどの被害をこうむらなかつたのかも知れない、であるから是非早く日本でも始めなければならぬ、という御意見のかたもあるの

であります。いろ／＼の御意見がありまして、それでこれを何か或る問題がございませう、そこで多数決できめることもできませうけれども、将来如何にすべきかというふうなものでございまして、なか／＼多数決で案はできないのでございまして。そこでまあいろいろ議論をしておつた、そういう実情でございまして。

○田中啓一君 もう少し重ねてお伺いしたいのですが、多分それはその通りであらうと、いろ／＼の御議論があるというところは私もよく伺つて、その通りに拝聴するのであります、今藤岡先生が何かこれが平和産業以外には使われないような工夫をしたいものだ、従つて予算にそういう一つの附帯条件でも付けて頂けないか、或いは将来立法措置等も考慮願えないかというのを自分一個としては希望する、こういうお話でありましたが、その点をお伺いしたいわけなんです。何故そういうことになるのかということなんです。(それは

当然じゃないですか)と呼ぶ者あり) 当然だとあなたは考へてすけれども、私はそう思ひながら伺ひしてゐるんです。

○参考人(藤岡由夫君) これは私の個人的な意見かも知れませんが、そういう學術會議の會員の多くがそういうふうな希望を持つております。ただそのまゝ平和産業に使われるという今までの議論があつたあとでございまして、から、そこでここで一つ踏切ります以上、それはそういう手を打つて頂きますれば非常に踏切りやすい、そういう意味でのお願ひなんでございまして、その希望としての。

○田中啓一君 それは學術會議でありますか、そういうところで大体多くの人がそういう意向で希望しているからその通りに伝えるんだというお話のやうに伺ひましたのであります、これに對してどうも私はそういう意見が何故出るのかは了解に苦しむわけでありまして。(田中さんの意見も率直に言つて見たらどうですか)と呼ぶ者あり) 私は無条件でいいのじやないか、(なにに使われても、戦争に使われようが……)と呼ぶ者あり) 意見は私聞いてゐるのじやないのですよ、そこでそういうふうにお考へになるかたが多いというところであります、それは何故でありませうかと申し上げましたのは、今日世界各國が相当まあ原子核なり原子力というものが研究が進んでおつて、ところが無条件で殆んどやつてゐるのに、こだけ付けてみたところ

で無意味じやないか、こういうふうな気がいたしますので、それはどうでありませうか、つまり秘密は保てんのじやありませんか。そういうことなんです。

あります。○参考人(藤岡由夫君) これもやはりまあ戦争が終つてから平和憲法の下におきまして、そして殊に爆弾の洗礼を受けた世界における唯一の国として、そしてその日本人として、これだけはまあ學者としてでございまして、原子力だけは随くまでも平和に使われませうという、そういう何と申しますか、祈りに似た気持ちではないかと思ひます。

○田中啓一君 要するに希望言ひたいたものではなからうか、こういうことですか、それならよくわかるのであります。私もその希望は宣言したい、こういうことなんです、併しこの条件ということになれば大変むずかしいことになるのじやないか、日本で研究したもののだけはよそには洩れないようにせんことにはよそに使われるのじやないか、こういうことで私はその祈りに似た気持ちの希望の宣言ということならはならぬ躊躇はありませぬ。併しそれを議會でやるのがいいかどうか、私は相当これは躊躇するのであります。

○参考人(藤岡由夫君) その祈りに似た気持ちと申しますのは、それはそれでございませうけれども、國會でいろ／＼討論が行われますことは議事録に残りますし、殊に附帯決議となり、或いは立法ということになりませうれば、これは相當のやはり權威を持つものであると私は考へます。むしろ中には法律できめても、いざというときには何にもならないというかたもありますけれども、私はやはり法治國に住むものといひまして、國會でおきめになりませうた法律に満腔の信頼を置くものでござ

いますので、そういう意味におきまして、その原子力の取扱ひ方というやうなことに對しての立法するやうなことができませうれば、これはやはり具體的な気持は祈りに似たやうな気持でありますけれども、できれば是非お願いしたいことだと考へております。

○高田なほ子君 ちよつと聞き洩らしましたから、藤岡先生、原子力委員會をこの日本の國內で発足させたいというやうなことがあつたので、何か今そういうものの準備會議が持たれておるやうなことを仄聞しておりますが、その点についてお伺ひしたいので

○参考人(藤岡由夫君) 私ちよつと、準備會議というところにつきましては全く存じませぬのでございまして。ただ原子力委員會と申しますのは、普通は委員會と申しますといふゆる委員會でございませうけれども、アメリカなどの原子力委員會というものは非常に強力な実行力を持つたものでございまして。そういうやうなものが将来日本でも或いはできるのではないかと、つまり各省のどこかに付くというのではなく、非常に実行力を持つた非常に強力な機關が原子力の取扱ひについては必要なるのではないかと、それが原子力委員會というやうなものだと私は了解してゐるのでございまして。アメリカの場合にはそれが殊に軍事上の目的が主でござい

ますので、なか／＼強いものでございませうけれども、それから私が先ほど審議會といふことを申しましたが、これは今度の予算をできるだけ有効に使うために、或いはそれがどこか一カ所に流れるというやうなことなどないやう

に、どういふ問題が必要であるか、重要であるかといふことを審議いたしまして、そしてその必要に応じて最も適當なところに予算を配分する。そういうことを審議いたします審議会が必要ではないかといふことを申しましたのでございまして、原子力委員会というもののよりはもつと特殊なものだと思ひます。

○高田なほ子君 私御質問申し上げましたのは、アメリカのいわゆる原子力委員会の性格といふものを承知の上です、すね、ちよつと新聞で学者間にも日本でも原子力委員会といつたようなものの芽生えがあるように私ちよつと仄聞したので、そういう動きがあるのではないかと、そういうことをお尋ねしたのでございませう。

○参考人(藤岡由夫君) それは恐らくそういうことが必要であるという考えは相當の人は持つておると思ひます。ただ動きとしてはまだそれほど出ておりません。

○高田なほ子君 その言葉を私信じたのですが、何か予算の面までちやつと出まして、日本に原子力委員会の問題がかなり学者の間でも具体的に話されてゐるというのを伺つて、非常に心配しておつたところでございます。それはそれとして、私先生の只今の御発言をそのまま受取りたいと思ひます。

その次に御質問申し上げたいことは、原子力の問題なんです。どうも私自分でよくわかりませんが、突如としてこの原子力という問題が、何だかわからないために、随分いろ／＼と本を見たり、何かして見まして、よ

うやく外観だけ掴めた。幸いこの原子力なるものが、幸か不幸かわかりませんが、學術會議の結論によつて一応こゝでその原子力の予算といふものは時期尚早であるから、これをもつと重点的な方向に廻せ、シンクロ、サイクロトンの建設のほうにも廻せといふような御意見が出たと思ひますが、最近政治心理学といふものが発達して来て、原子力なら原子力といふものを作ろうといふ場合には、アドバルーンを上げるのです。これは今日の政治の心理学です。そうすると、アドバルーンが上つた。併し一応學術會議の賢明なるその御進言が或る方向に持つて行つたと思ひますが、私はこれは再度出て来ると思ひます。又出て来ると思ひます。

が、この場合に、仮定の上で申上げて悪いのですが、現実問題として日本にはこのウラニウムの産出といふものは原子力炉を設けても、国内で果してその原子力炉を活用するまでに、平和にして何にしろそのウラニウムの原料といふものがないために、原子力だけ作つてその作つた目的が果せるか、果せないかといふことはやつぱり日本の国内資源の問題と関連すると思ひますが、仮定の問題になつて失礼ですが、原子力を作つた場合に、日本の国内においてウラニウムといふものと原子力の研究と、それから原子力による平和産業でも何でもいいのですが、どういふふうにかゝる発展されて行くものか、一応承わりたいと思ひます。

○参考人(藤岡由夫君) ウラニウムが日本には恐らく非常に乏しいといふことは皆の今一致した意見であらうと思ひます。燐鉍石云々といふ話もございませうけれども、普通の日本に……、こ

れも燐鉍石も輸入でございませう。国内に産出されまゝウラニウムが非常に微量である。そこで日本中を今探しましても、得られたとしても非常な貧乏でありまゝしょうし、これを精練して果してどれだけの量か。これは誰も自信を持つて言えない問題だらうと思ひます。でございませうから、私どもが時期尚早と、とても原子力は今まだ十分に作ることは時期尚早と申しましたのは、そういう技術上の意味を含めてのこととございませう。併し今度は基礎的調査研究といふことになつておりますので、ウラニウムがどれだけの量か、探す、精練にはどうしたらいいか、そういうこともとても現在のいわゆる原子力研究として当然しなければならぬ。将来どれだけの見通しがあるかといふことは残念ながら何ら申上げられないと思ひます。

それからちよつと失礼でございませうが、最初に原子力委員会のことにつきまして、或いはこういうことかと思ひますのでございませうけれども、學術會議の中に第三十九委員会という委員会がございませう。これは私委員長をいたして原子力問題についての態度を検討する委員会とございまして、これをこの四月に總會がございませうが、そこに提案をいたしまして、學術會議の中に原子力問題の検討委員会というスタンディング・コミッティを作りまして、そうして日本の原子力問題についてのもつと積極的に検討しよう、そういうことはこの間の原子力予算の出る前から我々は委員会として決定いたしてございませう。それを原子力委員会を作るといふこと

に若し誤り伝えられたらばでございませうが、これは學術會議内部の委員会でございませう。それで或いはそれに外のかたをお招きしてお願いすることもあるかも知れませう。そういう性格のものなら話題に上つたことはございませう。

○高田なほ子君 重ねてもう一点お伺ひしたいのですが、仮に又來年度の予算で原子力の予算が出て來たといひます。それで日本に原子力炉が仮にできたといひます。この場合にあれですか。本當に學者として研究する場合にウラニウムといふものがなければ原子力炉だけ作つたつて役に立たないと思ひますが、この場合にアメリカだつたら、アメリカからウラニウムを持つて來るといふようなことはMSAの技術援助といふような形でできるんじゃないかと思ひますが、そこで原子力を作るといふことの前提にはウラニウムが必要だといふことになるんじゃないですか、どうなんですか。

○参考人(藤岡由夫君) それは當然その通りでございます。ウラニウムは私燃料と申しましたけれども、このウラニウムなしの原子力といふことは考えられませう。これは學術會議の中での原子力問題についての態度を検討する委員会とございまして、これをこの四月に總會がございませうが、そこに提案をいたしまして、學術會議の中に原子力問題の検討委員会というスタンディング・コミッティを作りまして、そうして日本の原子力問題についてのもつと積極的に検討しよう、そういうことはこの間の原子力予算の出る前から我々は委員会として決定いたしてございませう。それを原子力委員会を作るといふこと

○高橋道男君 簡単な技術的なお尋ねをするのですが、東京大学に研究所ができる。それは大学の構内で作られる

のですか。これは文部省にお伺ひすることかも知れませうけれども、話を今しておられるのでしたら、先生からお聞きすることができればそれをお伺ひしておきたいと思ひます。

○参考人(藤岡由夫君) 只今のは原子力研究所のこととございませう。

○高橋道男君 そうです。

○参考人(藤岡由夫君) これは東京大学の附置でございませうけれども、詳しくは東大で作ると思ひますが、私は東大の本郷のあそこでは到底できないといふことを確信いたしてございませう。ですからどこか別に土地をお選びになると思ひます。

○高橋道男君 それからその原子力に飛ぶんですけれども、そういう研究に關してはやはりこれは、勿論原子核研究所との直接の關係はありませうが、東京都内といふようなところではそういう施設はできないものかと考えていいんでございませう。

○参考人(藤岡由夫君) さように存じます。到底もう少し広い場所に参ります。到底もう少し広い場所に参ります。

○高橋道男君 もう一点お伺ひしますが、今國會圖書館で原子核が、原子力に關する文獻を集めてございませうが、これは先生も御關係になつておるのでございませう。

○参考人(藤岡由夫君) 私はこれは直接關係いたしてございませう。近く私に委員になつて欲しいといふことは伺つてございませうが、今までのところ、つまり何を研究するかといふことをきめませう委員会には今まだ關係してございませうが、これは非常に結構なことだと思ひます。

研究所ができた場合に、勿論その原子核研究所のほうでも文献をお集めになるかもしれませんが、若し両方で集めるということになると、やはりそれだけ出費が多くなるわけでありまして、国会図書館のほうで集めても、これは実際の研究と、どういうふうに結び付くかということには手数がかかると思うのでありますが、そういう点についてはどうお考えでしょうか。

○参考人(藤岡由夫君) これはお説の通りだと思います。お説の通りでございますが、原子核研究所のほうは今純然たる学術的のことを目的としておりますので、そう／＼非常に文献を要しませんが、原子力問題一般ということになりましたと／＼の法律もあり何もありということで非常に多くなる。そこで国会図書館がお取扱になることは誠に結構でございます。併し重複を避けて、できるだけ有効に利用したいということは全く同感でございます。

○委員長(川村松助君) ほかに御質疑ございませんか。

それでは最後に藤岡先生にお礼を申し上げます。本日は貴重な御意見をお伺いいたしまして誠に有難うございました。深く御礼を申し上げます。

それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後三時四十二分散会